

令和5年度  
甲府市水防計画

甲 府 市

# 令和5年度 甲府市水防計画 目次

第1章	総 則	1
第1節	目 的	1
第2節	用 語 の 定 義	1
第3節	水 防 責 任	3
第4節	安 全 配 慮	3
第2章	水 防 組 織	4
第1節	水 防 本 部	4
第2節	事 務 分 掌	5
第3節	災害対策本部への統合の時期	5
第3章	監視警戒及び重要水防区域	6
第1節	常時及び非常時監視	6
第2節	重要水防区域及び警戒箇所	6
第4章	ダム、水こう門及び農業用取水堰等の操作	6
第5章	設備資材及び器材の整備運用並びに輸送	6
第1節	設備資材及び器材の整備	6
第2節	輸送の確保	6
第6章	通 信 連 絡	7
第1節	水防通信連絡系統	7
第2節	重 要 通 報	7
第3節	通 信 連 絡	7
第7章	気象・河川水位の観測通報及び連絡	7
	連絡系統図	8
第8章	洪水予報	9
第1節	甲府地方气象台が行う洪水予報等	9
第2節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行 う洪水予報とその措置	17
第3節	山梨県知事と気象庁長官が共同して行 う洪水予報とその措置	20
第9章	水防警報・水位情報周知	21
第1節	国土交通大臣が行う水防警報	21
第2節	山梨県知事が行う水防警報及び水位情報周知	23
第3節	荒川ダム放流警報	26
第10章	水防機関の活動	27
第1節	水防管理団体の非常配備	27
第2節	水 防 作 業	28
第3節	水防用及び水防用自動車の標識と信号	29
第4節	避難のための立退き	30
第5節	堤防決壊の通報	31
第6節	荒川緑地の洪水対策	32
第7節	要配慮者利用施設における避難確保計画及び 避難訓練の推進	32

第8節	水防解除	32
第11章	協力応援	33
第1節	河川管理者の協力	33
第2節	水防管理団体相互の協力及び応援	33
第3節	警察官の出動要請	33
第4節	自衛隊派遣要請	33
第12章	水防報告	34
第1節	水防報告	34
第2節	水防訓練	34
第13章	費用負担及び公用負担	35
第1節	費用負担	35
第2節	公用負担	35
—様式—		
様式1-1	水防活動実施状況報告書	36
様式1-2	水防活動実施状況報告書	37
様式2	公用負担命令権限書	38
様式3	公用負担命令書	38
—別表—		
第1表	甲府市水防協議会委員名簿	39
第2表	水防管理団体及びその組織表	40
第3表	重要水防区域及び警戒箇所	42
第4表	重要水防区域の重要度の認定基準	57
第5表	ダム、水こう門管理者名簿	59
第6表	水防倉庫一覧表、水防資材・器材数量表	61
第7表	異常気象時における道路通行規制区間及び基準	62
第8表	雨量観測所一覧表	63
第9表	水位観測所一覧表	63
第10表	洪水予報の発表形式（国）	
	（1）富士川（釜無川を含む）氾濫注意情報	65
	（2）笛吹川氾濫注意情報	67
第11表	洪水予報の発表形式（県 荒川氾濫注意情報）	69
第12表	水防警報の発表様式（国）	71
第13表	水防警報の発表様式（県）	72
第14表	指定避難所	73
第15表	浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	75
第16表	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	87
—別図—		
別図1	甲府市輸送連絡系統図（1）	88
別図2	甲府市輸送連絡系統図（2）	89
—資料—		
資料1	甲府市水防協議会条例	90

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この計画は水防法第33条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、湖沼の洪水等による水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とするものである。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体  
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- (2) 指定水防管理団体  
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- (3) 水防管理者  
水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- (4) 消防機関  
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
- (5) 消防機関の長  
消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- (6) 水防団  
法第6条に規定する水防団をいう。
- (7) 量水標管理者  
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。  
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- (8) 水防協力団体  
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- (9) 洪水予報河川  
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- (10) 水防警報  
国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こ

るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(1 1) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(1 2) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(1 3) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(1 4) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(1 5) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(1 6) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(1 7) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(1 8) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(1 9) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

## 第3節 水防責任

水防管理団体たる甲府市は、その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすものとする。

- 1 水防組織の確立
- 2 消防団の整備
- 3 水防倉庫、資器材の整備
- 4 通信連絡系統の確立
- 5 平常時における河川、遊水池等の巡視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施
  - (1) 水防に要する費用の自己負担の確保
  - (2) 消防団等の出動体制の確保
  - (3) 通信網の再点検
  - (4) 水防資器材の整備点検、調整並びに輸送の確保
  - (5) 雨量、水位観測を適確に行うこと
  - (6) ダム、水こう門及び農業用取水堰、遊水池等の操作の確保
  - (7) 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること
  - (8) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
  - (9) 住民の水防活動従事の指示
  - (10) 警察官の出動を要請すること
  - (11) 避難のための立退きの指示
  - (12) 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する）
  - (13) 水防管理団体相互の協力応援
  - (14) 水防解除の指示
  - (15) 水防てん末報告書の提出

上記の外に義務として次の事項を必ず行う。

- 1 水防機関の整備をすること
- 2 水防計画を樹立すること（水防計画の策定は、水防協議会に諮って定める。）
- 3 水防協議会を設置すること
- 4 水防団員数を確保すること
- 5 毎年水防訓練を行うこと

## 第4節 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき例

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。

## 第2章 水 防 組 織

山梨県水防計画に基づき、甲府市水防管理団体は、市内の河川・湖沼等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、そのため消防機関等水防に従事する者の組織を整備しておくものとする。※別表第1表（水防協議会委員名簿：P 3 9）、別表第2表（水防管理団体及びその組織表：P 4 0・4 1）

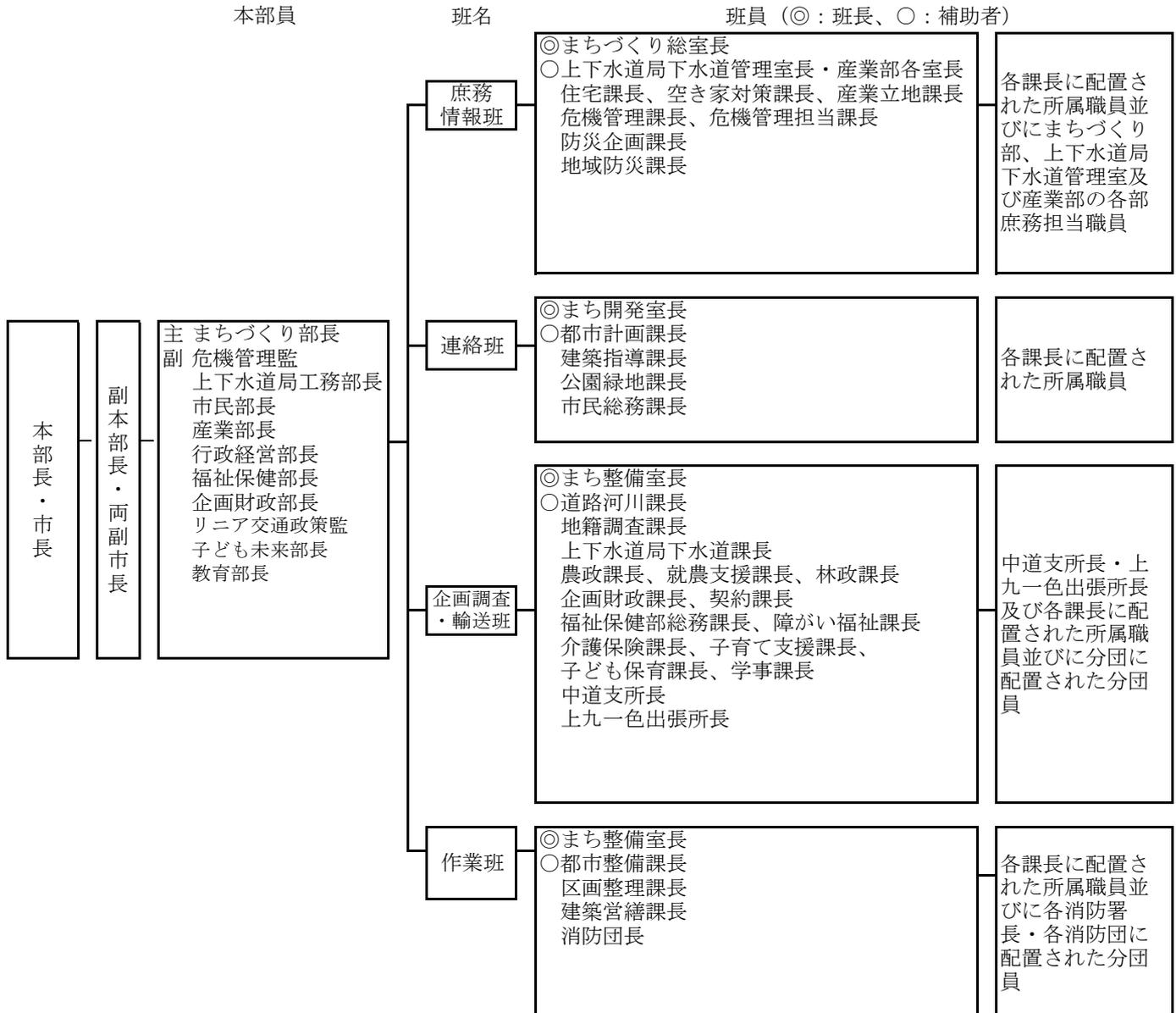
### 第1節 水防本部

水防管理団体の責任を遂行するため、甲府市水防本部をまちづくり部におき、水防に対する日常の監視、警戒につとめるよう各所属部に要請を行うとともに、緊急時には直ちに本部会議を招集して対策にあたるものとする。

#### 1 本部の組織

- (1) 本部の編成は、本部長は市長、副本部長は両副市長とし、本部員はまちづくり部長、危機管理監、上下水道局工務部長、市民部長、産業部長、行政経営部長、福祉保健部長、企画財政部長、リニア交通政策監、子ども未来部長、教育部長とする。本部職員は班長以下とする。
- (2) 本部の組織として、庶務情報班、連絡班、企画調査・輸送班、作業班の4班をおき、まちづくり部の室長を班長とする。

#### 2 組織系統図



## 第2節 事務分掌

### 庶務情報班

まちづくり部  
まちづくり総室長

- 1 水防本部員会議の招集に関する事
- 2 水防本部の庶務運営に関する事
- 3 水防本部活動の経理に関する事
- 4 本部の指定事項の立案、情報把握及び判定に関する事
- 5 水防資器材の調達に関する事
- 6 水防報告書の作成・提出に関する事
- 7 活動職員の非常招集に関する事
- 8 気象情報の収集に関する事
  - (1) 県防災行政無線、テレビ、ラジオによる収集
  - (2) 雨量観測者、水位観測者からの収集
- 9 水防関係機関からの情報収集に関する事
- 10 地域住民からの水防情報収集に関する事
- 11 防災行政用無線による情報収集に関する事
- 12 水防警報の発令に関する事

### 連絡班

まちづくり部  
まち開発室長

- 1 水防本部内の連絡調整に関する事
- 2 危険地域住民への情報連絡と避難に対する指導及び命令に関する事
- 3 水防本部指令の伝達に関する事
- 4 関係機関への連絡及び連絡所、庁内への連絡に関する事
- 5 自衛隊出動等の要請（県への申請等）に関する事

### 企画調査・ 輸送班

まちづくり部  
まち整備室長

- 1 危険区域の巡視に関する事  
水防時における河川、道路、橋梁、急傾斜地等の被害の収集・取りまとめ、各班への被害の記録伝達等
- 2 緊急対策の樹立及び避難誘導に関する事
- 3 被害状況調査に関する事
- 4 出動車両の確保と配車に関する事
- 5 水防資器材等の緊急輸送に関する事
- 6 その他車両の使用に関する事

### 作業班

まちづくり部  
まち整備室長

- 1 水防器具の作成及び配布に関する事
- 2 水防作業に関する事
- 3 水防工法の指導に関する事
- 4 その他水防に関する応急対策の実行に関する事

## 第3節 災害対策本部への統合の時期

水害が発生し、水防本部の使命の遂行が不能になり、甲府市災害対策本部が設置された場合は直ちに水防本部は、災害対策本部に統合されるものとする。

## 第3章 監視警戒及び重要水防区域

### 第1節 常時及び非常時監視

#### 1 常時監視

水防管理者、水防機関の長は、随時区域内の河川、遊水池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに当該河川、遊水池等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### 2 非常時監視

水防管理者、水防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前項に述べた監視・警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

### 第2節 重要水防区域及び警戒箇所

防御に重要性を有する水防区域、並びに警戒区域は別表第3表（P42～56）のとおりであり、河川に係る水防機関、中北建設事務所水防支部と緊密な連絡をとり、その警戒にあたるとともに堤防その他の施設が決壊またはそれに準ずべき状態が発生したときは、直ちに同支部に連絡するとともに、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

※重要水防区域の評定基準は別表第4表（P57～58）のとおりである。

## 第4章 ダム、水こう門及び農業用取水堰等の操作

堰等の管理者は、設備操作点検を行うとともに、増水時には巡回し適切な操作を行い、異常を認めたとときは、直ちに水防管理者に報告する。

水防管理者は、堰等の管理者に適切な操作を行わせ水災を未然に防止するよう措置する。

※ダム、水こう門管理者名簿は別表第5表（P59～60）のとおりである。

## 第5章 設備資材及び器材の整備運用並びに輸送

### 第1節 設備資材及び器材の整備

甲府市水防倉庫は9箇所とし、資器材を常時備蓄し、常に点検整備を行うとともにその使用については、水防本部長がこれを行う。

※市内の水防倉庫は別表第6表（P61）のとおりである。

### 第2節 輸送の確保

水防管理団体はあらゆる非常事態を想定し、水防用資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため経路等について予め調査し、万全の措置を講じておくものとする。

※異常気象時における道路通行規制区間及び基準については、別表第7表（P62）、輸送経路等については、別図1・2（P88・89）のとおりである。

## 第6章 通 信 連 絡

### 第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のための電話、ファックス、メール等の通信を要する主なる系統は連絡系統図（P 8）によるものとする。

### 第2節 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法を取り受報者の確認を行うものとする。

- 1 水防本部指示
- 2 洪水予報および水防警報

### 第3節 通信連絡

水防管理団体は、迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

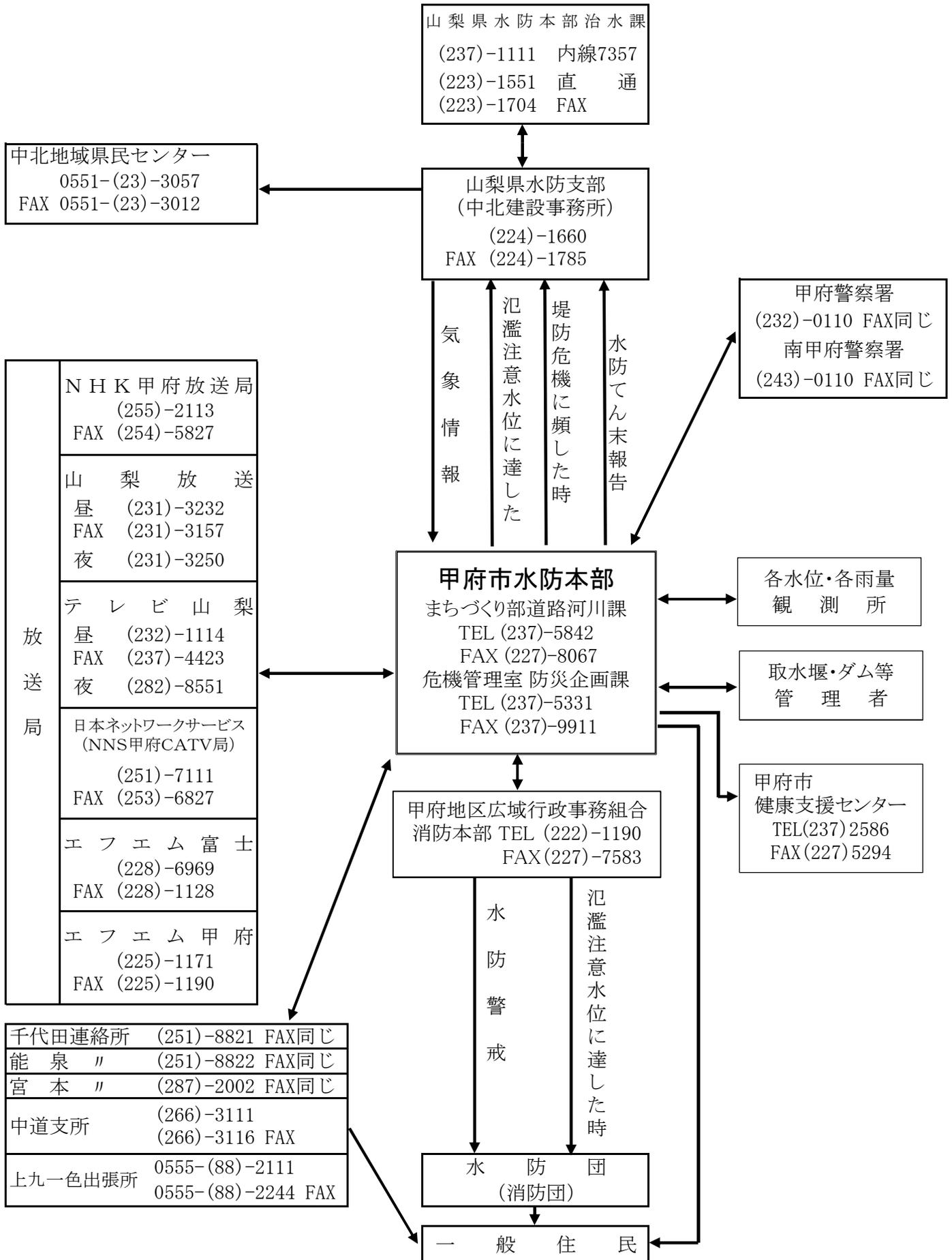
水防管理団体は、水防団体及び消防機関等との連絡のため、NTT加入電話（所有者）または防災行政無線等を水防時に利用し、通話ができるよう措置しておくものとする。また、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送、テレビ山梨、エフエム甲府および日本ネットワークサービス（NNS甲府CATV局）により連絡するものとする。

## 第7章 気象・河川水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況（大雨洪水注意報・警報および大雨特別警報）の通報を受け、避難の必要があると認めるときは速やかに地域住民に周知する。

- 1 雨量の観測通報  
市内の雨量観測所は別表第8表（P 63）のとおりである。
- 2 水位の観測通報  
市内の水位観測所は別表第9表（P 63）のとおりである。
- 3 山梨県水防本部よりの気象状況連絡系統図  
連絡系統図は、P 8のとおりである。

# 連絡系統図



## 第 8 章 洪水予報

### 第 1 節 甲府地方気象台が行う洪水予報等

#### 1 注意報、警報および特別警報の発表基準

府県予報区		山梨県				
一次細分区域		中・西部			東部・富士五湖	
市町村等を まとめた地域		中北地域	峡東地域	峡南地域	東部	富士五湖
発表基準	特別警報	<p>予想される現象が特に異常（台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨等）であるため重大な災害の危険性が著しく高まったときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき項目が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想された場合。</p>				
	警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想された場合。</p>				
		洪水	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想された場合。</p>			
	注意報	大雨	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想された場合。</p>			
洪水		<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>区域内の市町村で別表 5 の基準に到達することが予想された場合。</p>				

(注) 市町村別の基準は P 11～13 のとおりである。

## 2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

## 3 注意報・警報・特別警報の切替・解除

注意報・警報・特別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・特別警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報・特別警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切り替えられる。

## 4 注意報・警報・特別警報の伝達

注意報・警報・特別警報の伝達系統図(P 15) のとおりである。

## (別表1)

### (1) 特別警報の指標(発表基準)

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標

注)発表にあたっては、指標(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

### (ア) 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

#### 大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※1)の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※2)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

#### 大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※3)及び流域雨量指数(※4)の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※2 激しい雨:1時間に概ね30mm以上の雨

※3 表面雨量指数は、山地や都市部の地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※4 流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

### (イ) 台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。

台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報を特別警報として発表されます。

温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表されます。

#### 特別警報の基準値について

大雨特別警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準値、大雨特別警報(浸水害)の表面雨量指数基準値及び流域雨量指数基準値は、1km四方毎に設定されており、基準値については、気象庁のホームページ「気象等に関する特別警報の発表基準」(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)を参照

## (別表2)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	15	111
	韮崎市	12	127
	南アルプス市	11	121
	北杜市	11	107
	甲斐市	12	116
	中央市	19	142
	昭和町	18	—

## (別表3)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域=7.1, 滝戸川流域=9.6, 貢川流域=8.1, 間門川流域=6.6, 濁川流域=9.6, 相川流域=8.1, 平等川流域=11.4	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 笛吹川[石和]、荒川[荒川]
	韮崎市	御勅使川流域=19.1, 黒沢川流域=6.2, 須玉川流域=22.0, 小武川流域=18.1	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域=11.8, 滝沢川流域=12.6, 横川流域=3.4, 御勅使川流域=20.0	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=22.0, 甲川流域=11.0, 鳩川流域=9.3, 大武川流域=18.4	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域=7.2, 坊沢川流域=6.5, 六反川流域=6.0	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域=7.7	—	富士川(釜無川を含む)[船山橋] 笛吹川[石和]、荒川[荒川]
	昭和町	鎌田川流域=6.3	—	富士川(釜無川を含む)[船山端]

(別表4)大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	7	87
	韮崎市	6	100
	南アルプス市	7	95
	北杜市	6	84
	甲斐市	7	91
	中央市	7	112
	昭和町	10	125

(別表5)洪水注意報基準

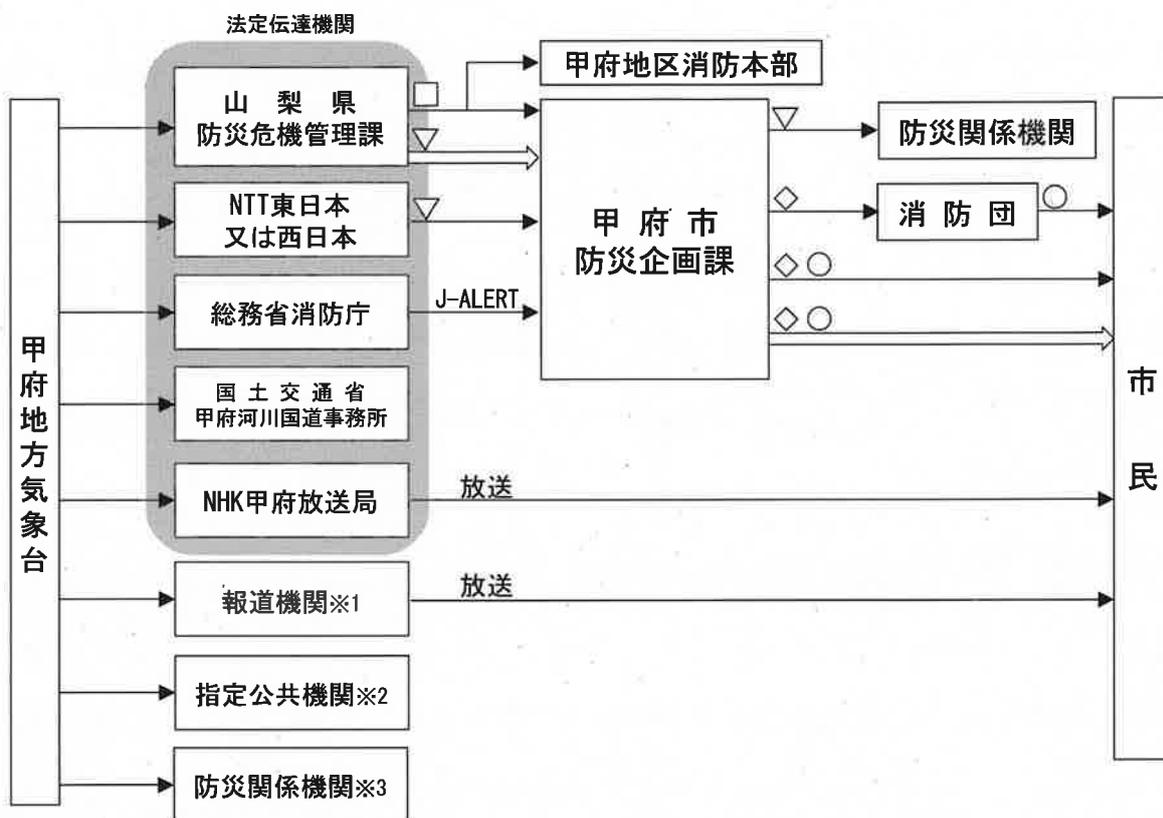
令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中北地域	甲府市	鎌田川流域=5.6, 滝戸川流域=7.6, 貢川流域=6.4, 間門川流域=5.2, 濁川流域=7.6, 相川流域=6.4, 平等川流域=9.1	間門川流域=(7,5.2) 濁川流域=(7,7.3) 平等川流域=(5,9.1)	笛吹川[石和]、 荒川[荒川]
	韮崎市	御勅使川流域=15.2, 黒沢川流域=4.9, 須玉川流域=17.6, 小武川流域=14.4	—	富士川(釜無川含む)[船山橋] 塩川[岩根橋]
	南アルプス市	坪川流域=9.4, 滝沢川流域=10.0, 横川流域=2.6, 御勅使川流域=16.0	横川流域=(7,2.5)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	北杜市	須玉川流域=17.6, 甲川流域=8.8, 鳩川流域=7.4, 大武川流域=14.7	—	塩川[岩根橋]
	甲斐市	貢川流域=5.7, 坊沢川流域=5.2, 六反川流域=4.8	六反川流域=(6,4.8)	富士川(釜無川を含む)[船山橋]
	中央市	鎌田川流域=5.1	鎌田川流域=(6,5.1)	富士川(釜無川を含む)[船山橋] 笛吹川[石和]、荒川[荒川]
	昭和町	鎌田川流域=4.9	—	—

## 大雨、洪水警報・注意報基準表の解説

- ① 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“－”で示している。
- ② 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- ③ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ④ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表2及び4の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- ⑤ 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- ⑥ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び5の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- ⑦ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- ⑧ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

注意報・警報・特別警報の伝達  
甲府地方気象台の伝達



- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。  
 注2) □は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。  
 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。  
 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。  
 注5) □は県防災行政無線、▽は電話・FAX、◇は市防災行政無線、○は広報車・口頭による伝達。  
 ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV  
 ※2) 指定公共機関は、東京電力リニューアブルパワー（株）各事業所、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本山梨支店、東京ガス山梨  
 ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

## 気象情報と警戒レベルとの対応

情報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫発生情報 大雨特別警報※1 土砂又は浸水又は洪水キキクル（危険度分布）で「災害切迫」（黒）がまとまって出現	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「危険」（紫）が出現	警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても土砂災害危険度情報（※3）や河川の水位情報、キキクル（危険度分布）（※4）等を等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
氾濫警戒情報 大雨警報（土砂災害）※2 洪水警報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が出現	警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も土砂災害危険度情報（※3）や河川の水位情報、キキクル（危険度分布）（※4）等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
氾濫注意情報 土砂又は洪水キキクル（危険度分布）で「注意」（黄）が出現	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性）で大雨〔高〕又は〔中〕	大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 これまでに経験したことがないような降水量の大雨が見込まれる際に大雨特別警報を発表します。

※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※3 山梨県土砂災害警戒情報システム <https://sabo.pref.yamanashi.jp/Top>  
 (スマートフォン向けサイト) <https://sabo.pref.yamanashi.jp/sp/Top>

※4 気象庁ホームページ【甲府市の防災情報】

[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain\\_level&area\\_type=class20s&area\\_code=1920100](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=1920100)

## 第2節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣は指定した富士川（釜無川を含む）と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長及び静岡地方気象台長とが共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

### 1 洪水予報を行う河川名及びその区間

河川名	実施区間	洪水予報基準点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南部
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川阿原218番169地先 武田橋上流端から海まで	
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪 1233-1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石和

### 2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位 レベル1 水位	氾濫注意水位 レベル2 水位	避難判断水位 レベル3 水位	氾濫危険水位 レベル4 水位	氾濫する可能性 のある水位
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m	3.12m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m	8.00m
	南 部	な ん ぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m	5.72m
笛吹川	石 和	い さ わ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m	3.80m

### 3 洪水予報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所	甲府河川国道事務所長
	甲府地方気象台	甲府地方気象台長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長
笛吹川	甲府河川国道事務所	甲府河川国道事務所長
	甲府地方気象台	甲府地方気象台長

#### 4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は「氾濫発生情報（氾濫水 の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報（警戒情報 解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</li> </ul>

#### 5 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は別表第10表（P65～68）のとおり

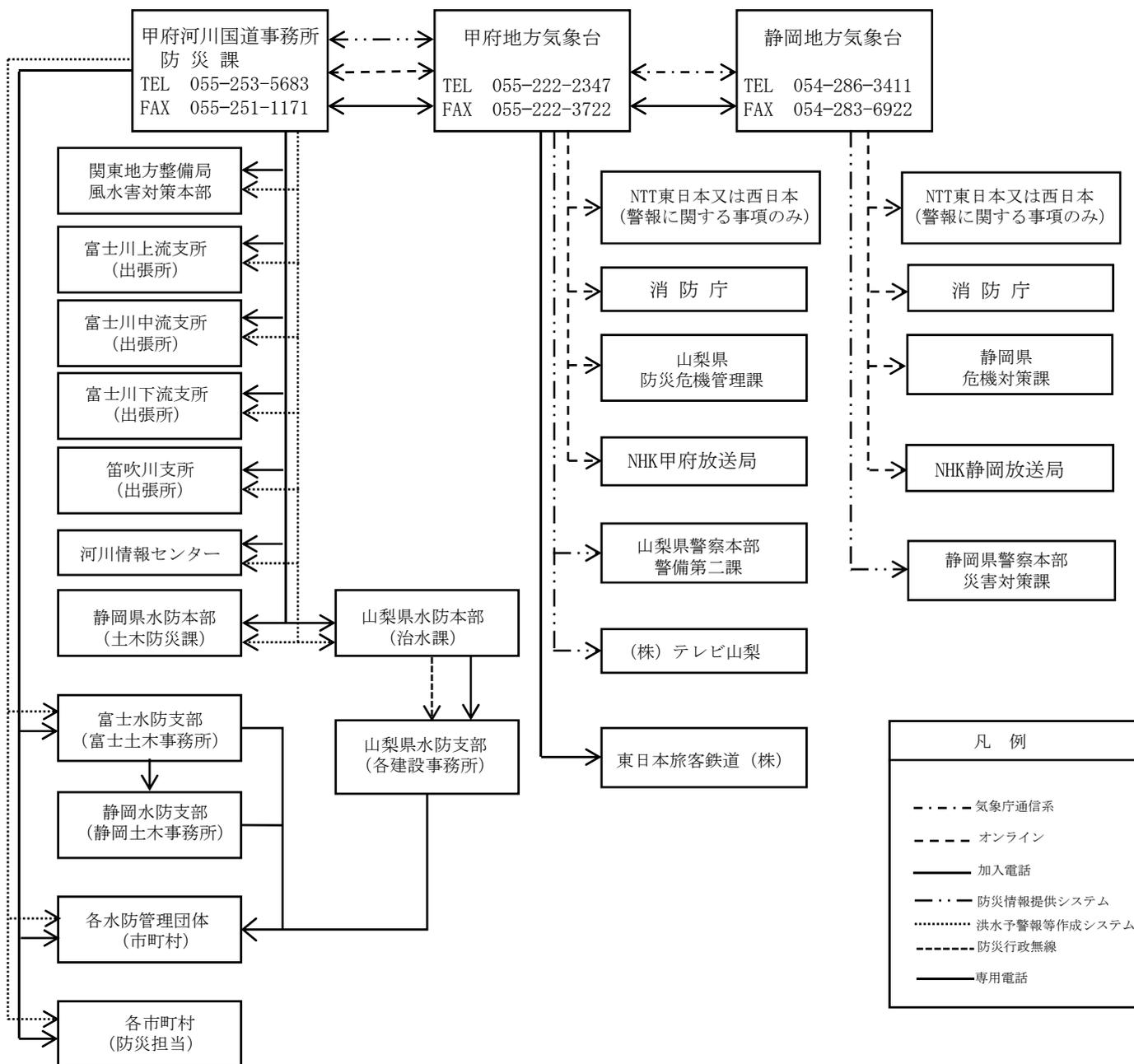
#### 6 洪水予報の通知

河川名	発表担当者	受領担当者	連絡方法
富士川 (釜無川を含む) 笛吹川	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長	県治水課長 防災危機管理課長	専用電話 オンライン

県水防本部から各水防管理者等への通知

河川名	発信者	受信及び発信者	受信者
富士川	山梨県 水防本部 (治水課長)	中北建設事務所	甲府市
笛吹川	山梨県 水防本部 (治水課長)	中北建設事務所	甲府市

## 7 洪水予報通報伝達系統図



### 第3節 山梨県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

山梨県知事は気象庁と協議して指定した荒川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う、洪水予報の発表については、山梨県中北建設事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。（水防法第11条）

#### 1 洪水予報を行う河川名及びその区間

河川名	実施区間	洪水予報基準点
荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目 46番地先から 笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目 476番地の1地先から 笛吹川合流点まで	荒川水位観測所

#### 2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒川	荒川 あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m

#### 3 洪水予報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
荒川	山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台	山梨県中北建設事務所長 甲府地方気象台長

#### 4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

#### 5 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は別表第11表（P69～70）のとおり

#### 6 洪水予報の通知

河川名	発表担当者	受領担当者	連絡方法
荒川	山梨県中北建設事務所長 甲府地方気象台長	山梨県治水課長 山梨県防災危機管理課長	専用電話 防災情報提供システム

## 第9章 水防警報・水位情報周知

### 第1節 国土交通大臣が行う水防警報

#### 1 水防警報を行う指定河川及び指定区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	
富士川	支川 笛吹川	左岸	山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで
		右岸	同県同市大字東字御堂淵453番地先岩手橋から幹川合流点まで
	小支川 濁川	左岸	山梨県甲府市白井河原から同県西八代郡市川三郷町高田
		右岸	山梨県甲府市浜から幹川合流点
		左岸	山梨県甲府市小曲町川除地先から笛吹川合流点まで
		右岸	同県同市小曲町字沼向1011番地の3地先から笛吹川合流点まで

#### 2 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位は次のとおりである。

基準

水系名	河川名	基準水位 観測所	所在地	位 置	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	計画 高水位	既往 最高水位
富士川	笛吹川 濁川	桃林橋	中央市 大田和	左岸 幹川合流点から 4.81km F44杭 上45m	1.80 m	2.50 m	6.63 m	S34.8 5.40 m

#### 3 水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超える恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、または既に氾濫注意水位を超え、災害の起こる恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、その他氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

#### 4 水防警報の発表者及び責任者

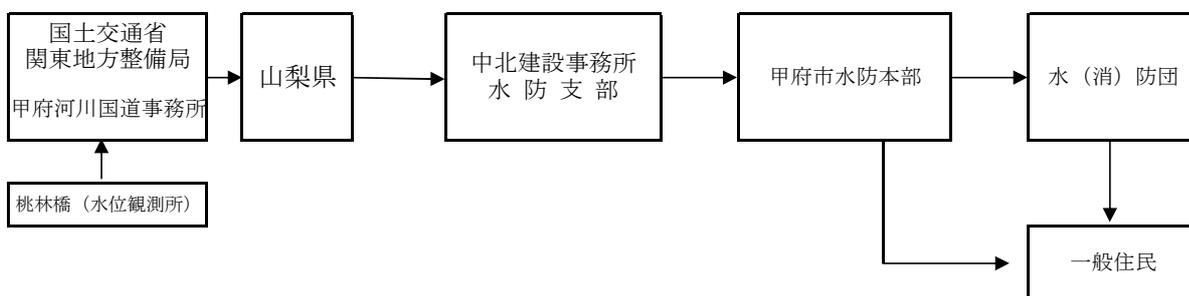
発表者・・・水防警報の発表者は国土交通省設置法第12条により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。

発表責任者・・・水防警報の発表責任者は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。

#### 5 水防警報の発表文の様式

発表文は種類、河川名、基準水位観測所、警報番号、発表日時、発表機関名及び警告文をもって構成し、その様式は別表第12表（P71）のとおりとする。

#### 6 富士川水防警報連絡系統図



## 第2節 山梨県知事が行う水防警報及び水位情報周知

水防法16条（水防警報）及び水防法13条（水位情報の通知及び周知）より、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する水防警報河川及び水位情報周知河川及び基準水位観測所は次のとおりである。

### 1 山梨県知事が指定する水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間

河川名	水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間	
相川	左岸 右岸	甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
濁川	左岸 右岸	甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
平等川	左岸 右岸	山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
滝戸川	左岸 右岸	甲府市中畑1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 甲府市心経寺76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
境川	左岸 右岸	笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで
荒川	左岸 右岸	甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 甲斐市牛匂88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで
鎌田川	左岸 右岸	甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
貢川	左岸 右岸	甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで

※荒川は水位情報周知河川ではないが水防警報河川に指定されている

### 2 基準水位観測所

河川名	名称	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	所轄建設 事務所	水防管理団体
荒川	荒川	1.80 m	3.00 m	3.40 m	4.00 m	4.00 m	中北	甲府市・中央市
相川	相川三之橋	0.80 m	1.50 m	1.60 m	1.90 m	2.60 m	中北	甲府市
濁川	濁川	1.50 m	2.00 m	2.50 m	3.00 m	3.74 m	中北	甲府市
平等川	平等川	1.20 m	1.70 m	2.10 m	2.40 m	2.40 m	中北・峡東	甲府市・笛吹市
滝戸川	下曾根	0.70 m	0.90 m	1.20 m	1.40 m	2.15 m	中北	甲府市・中央市
境川	境川橋	0.90 m	1.20 m	1.40 m	1.60 m	3.10 m	中北・峡東	甲府市・笛吹市
鎌田川	鎌田川	3.30 m	4.60 m	5.30 m	5.70 m	6.60 m	中北	甲府市・中央市
貢川	貢川	1.40 m	2.10 m	2.40 m	2.70 m	2.90 m	中北	甲府市・甲斐市

※これらの水防警報及び水位情報の発表に加え、山梨県では「山梨県総合河川情報システム」により県内138箇所の雨量、水位情報をリアルタイムで配信している。

ホームページアドレス：<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

### 3 水防警報の発表

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの。	状況により必要と認めるとき。

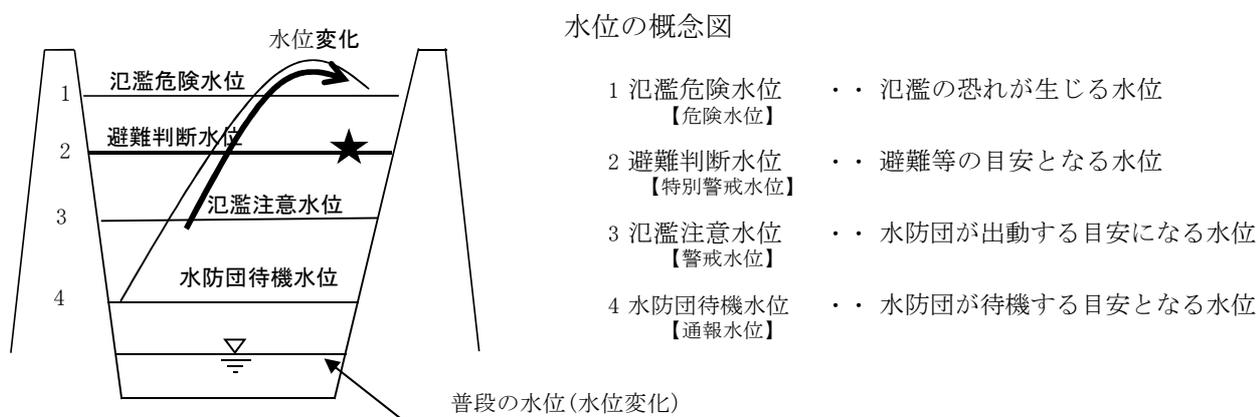
## 4 水位情報周知河川

水位情報周知河川とは、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民に重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。（水防法第13条）

指定した水位情報周知河川については、避難判断水位（氾濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を水防管理団体に通知しなければならない。

避難判断水位（特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、危険水位相当換算水位（注1）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第13条）。水防管理者において、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する情報となる。

（注1）「洪水により相当の被害を生ずる恐れがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位



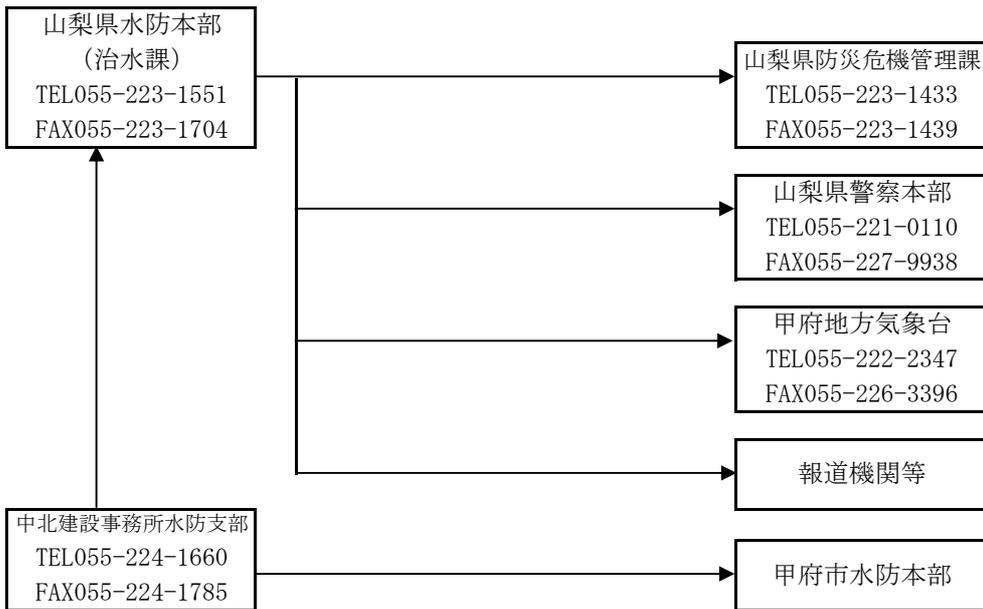
## 5 水防警報及び水位到達情報の伝達系統図

- 1 水防団待機水位（通報水位）・氾濫注意水位（警戒水位）
  - 水防警報河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるとき
    - 関係水防管理団体（市町村）に通報（水防法12条）
  - 氾濫注意水位（警戒水位）を越えるとき
    - 水位の状況を伝達系統図に基づき伝達（水防法12条）
- 2 避難判断水位（特別警戒水位）
  - 水位情報周知河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
    - 直ちに水防管理者に通知。必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知（水防法13条）

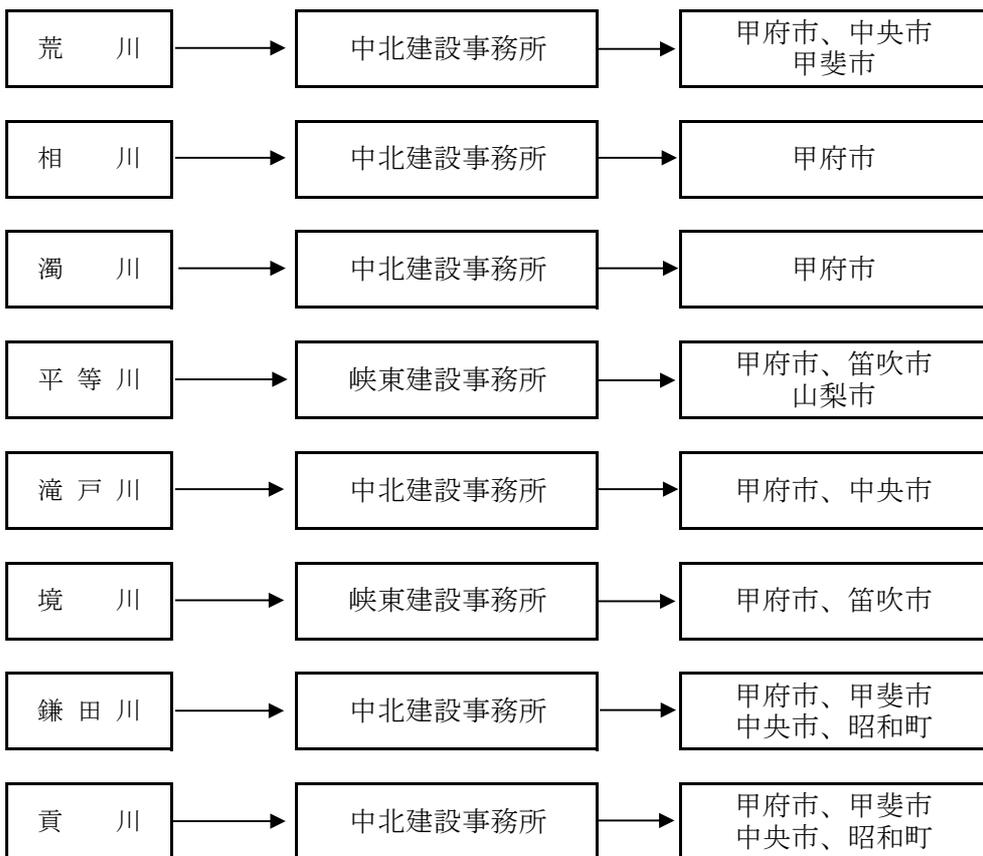
情報の伝達は、別表第13表（P72）をもって行う。

連絡系統図

富士川水系各河川の水防警報及び水位情報連絡系統図



富士川水系各河川の水防本部（県）水防管理者等への通知及び周知系統図



関係市町の連絡先

甲斐市	TEL : 055-278-1676 FAX : 055-278-2047	笛吹市	TEL : 055-262-4111 FAX : 055-262-4115
中央市	TEL : 055-274-8519 FAX : 055-274-7130	昭和町	TEL : 055-275-2111 FAX : 055-275-2109

### 第3節 荒川ダム放流警報

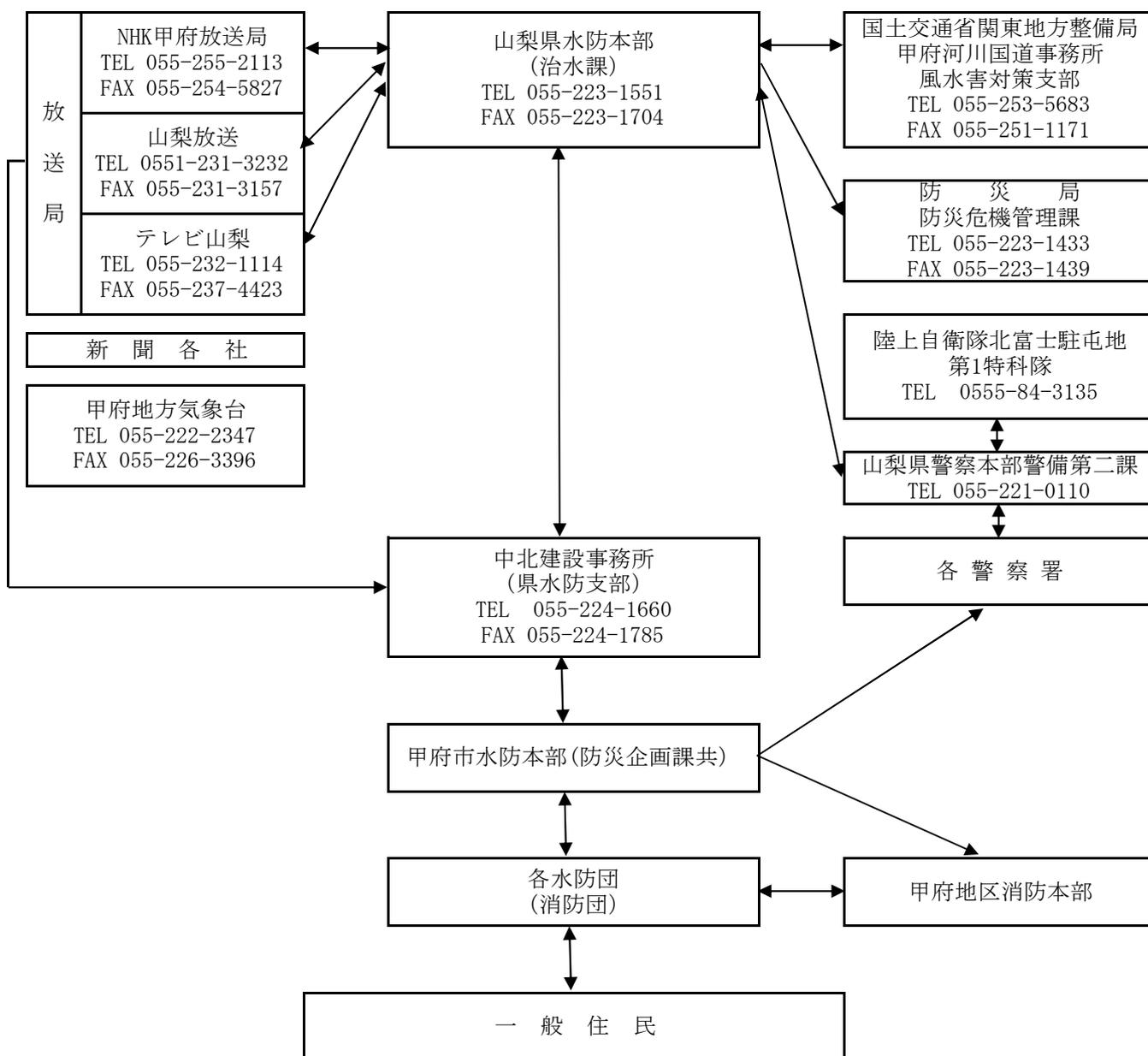
#### 1 洪水警戒態勢

一 豪雨時にはダムから相当量の放流が予想されます。このため甲府地方気象台から降雨に関する注意報・警報および大雨特別警報が発せられた時や洪水が予想される場合には、洪水警戒態勢に入る。警戒態勢に入ったときは、水防管理者に通知がある。

#### 2 放流に関する警報を行う場合（ダム管理事務所）

ダムから放流を行い、下流河川に急激な水位の上昇が予想される場合には次の区分に従い、警報所のサイレン・スピーカー及び警報車による警報を行う。

- (1) ダムから放流を行い、水位が急激に上昇すると予想される場合は、ダム地点から金石橋警報所までの必要な区間。
- (2) ダム貯水池の水位が洪水時最高水位以上になると予想される場合は、ダム地点から金石橋警報所までの区間。
- (3) 連絡系統図



## 第 10 章 水防機関の活動

### 第 1 節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。
  - (1) 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
  - (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
  - (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合
- 2 本部員の非常配備
  - (1) 県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、甲府地方気象台が行う水防活動用気象注意報（大雨）及び水防活動用洪水注意報（洪水）が通知されたとき。
  - (2) 前項 1 の指令の場合
- 3 本部職員【水防団（消防団）を除く】の非常配備
  - 第一配備体制・・甲府地方気象台が行う気象注意報（大雨注意報）または洪水注意報が通知された時は、まちづくり部長、まちづくり部各室長及び道路河川課長は本部に集合し、情報の収集及び連絡をとり事態の推移によっては直ちに班員の招集その他の活動ができる体制をとる。
  - 第二配備体制・・大雨特別警報および大雨、洪水に関する警報が通知された時は、水防本部全員は直ちに本部に集合するものとする。ただし、場合によっては班員の集合については班長の指示によることもある。
- 4 本部職員【水防団（消防団用）】の非常配備
  - (1) 待機  
団長は本部会議の状況を把握することに努め、団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう待機命令を発するものとする。待機命令は概ね次の状況の際、発するものとする。
    - イ 大雨および洪水に関する注意報および警報が通知されたとき
    - ロ 甲府市水防本部が待機の体制に入ったとき
  - (2) 準備  
分団長等は、所定の詰所に集合し、資器材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険のある工作物のある個所へ団員の派遣、水位観測堤防監視のため一部団員を出動させる。
    - イ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されたとき
    - ロ 水防警報が通知されたとき
    - ハ 自ら必要と認めたとき
  - (3) 出動  
水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し警戒配置につく。出動命令は概ね次の状況の際発するものとする。
    - イ 河川の水位が警戒水位に達しなお上昇の恐れがあるとき
    - ロ 水防警報（出動）が通知されたとき
    - ハ 自ら出動の必要を認めたとき

## 5 報告に関すること

次の場合は中北建設事務所長に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達し又それ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合水防管理者はその所轄区域内に出動信号（P30）を発するとともに所轄地区警察に通報するものとする。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異常を発見したとき。

## 6 注意事項

- (1) 水防本部員及び本部職員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令が予想されるときは、出動しなければならない。
- (2) 水防活動用気象注意報及び洪水注意報受領後はできる限り不急の外出はさけ待機しなければならない。
- (3) 非常勤務者は交代者と引継を完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- (4) その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

## 第2節 水防作業

### 1 水防上の心得

- (1) 水防団員は出動前よく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した時は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神を持ち、上司の命令に従い団体行動を取らなければならない。
- (3) 作業中は私語を慎み、言動に注意し、得に夜間は「溢水」「破壊」等の想像による言語を用いてはならない。

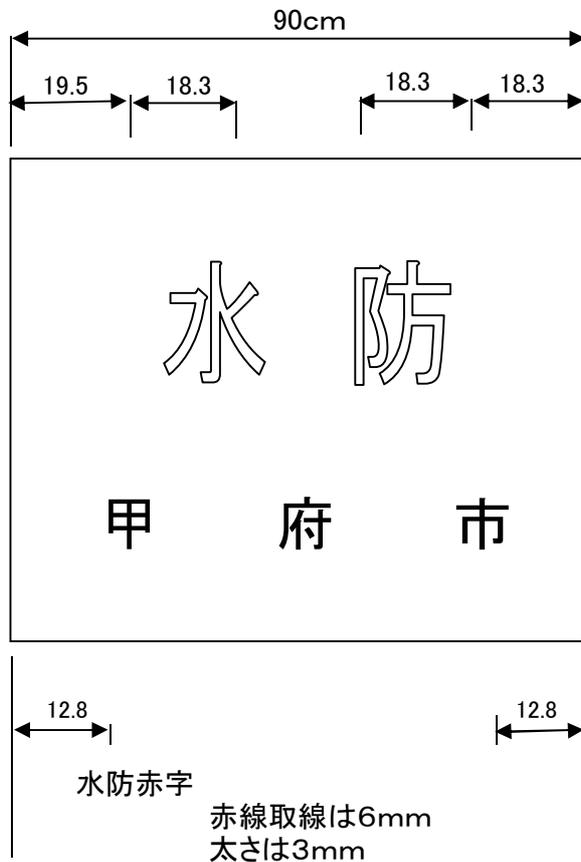
### 第3節 水防用及び水防用自動車の標識と信号

#### 1 水防標識

水防活動を正確・迅速かつ規律正しい行動を取らせるために次の水防標識を定める。

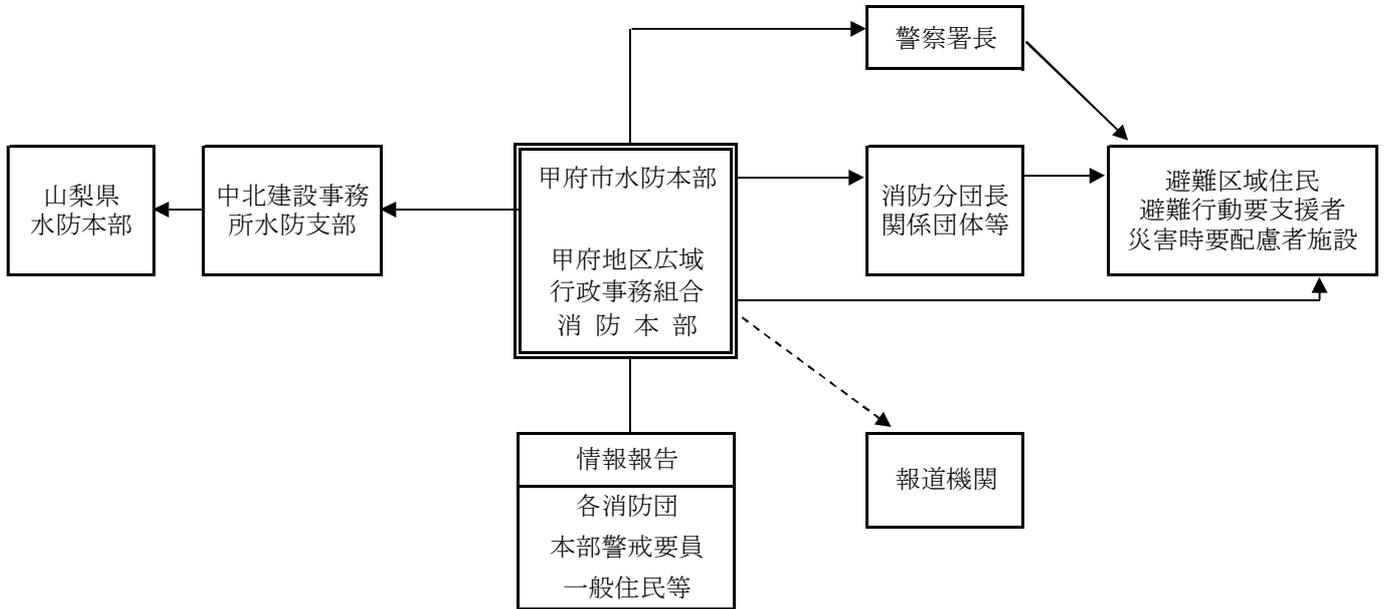
水防用自動車優先通行標識

水防用自動車として使用する車は標識を装備する。





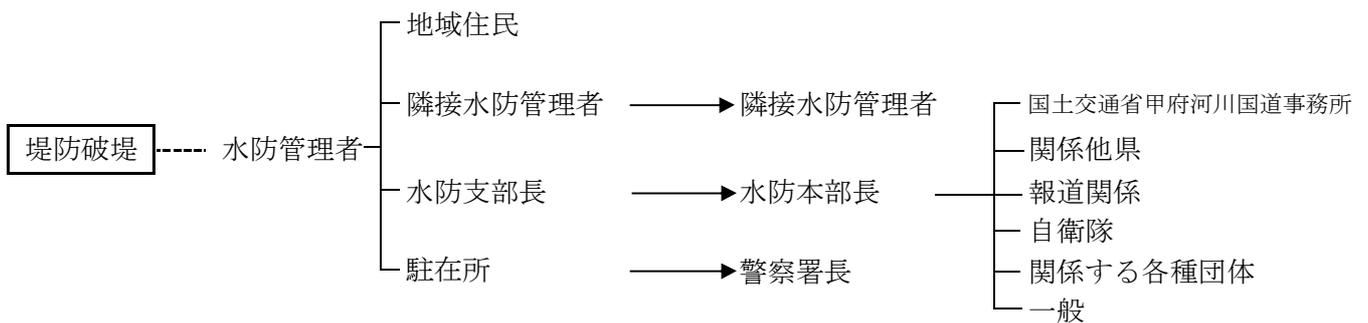
## 通信連絡系統



### 第5節 堤防決壊の通報

堤防等が決壊した場合は水防管理者（本部長）は直ちに中北建設事務所長（中北建設事務所水防支部）及び氾濫のおよぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

#### 連絡系統図



## 第6節 荒川緑地の洪水対策

### 1 目的

降雨時において、荒川緑地（以下「緑地」という。）内に遊ぶ子供、釣人、遊歩者等を増水による危険から守り、生命身体の安全をはかることを目的とする。

### 2 避難指導の時期

降雨時において、大雨特別警報、大雨警報等、各種警報及び荒川ダム放流警報が通知されたときは直ちに行うものとする。

### 3 避難の指示

遊歩者等緑地内にいる者すべてに対し、退避を命じ人影がないことを確認する。その後、緑地入口に掲示を行い立入り禁止させる。

### 4 避難指示を行う該当場所

千松橋下流より身延線鉄橋までの左右岸

### 5 巡回及び避難指示者

甲府市水防本部企画調査班が行う。

## 第7節 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の推進

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難体制の強化を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとする。

浸水想定区域区域内の要配慮者利用施設については、別表第15表（P75～86）、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、別表第16表（P87）のとおりとする。

## 第8節 水防解除

水位が警報水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除し、これを一般に周知させるとともに中北建設事務所水防支部を通じて知事にその旨を報告するものとする。

# 第11章 協力応援

## 第1節 河川管理者の協力

- 1 直轄河川における河川管理者関東整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
  - (1) 水防管理団体に対して、河川に対する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供
  - (2) 水防管理団体に対して氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前開示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係(関係機関・団体)の提示
  - (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
  - (4) 重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
  - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供
  - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 河川管理者山梨県知事は、水防管理団体との協議に基づいて自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防活動に協力する。

## 第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は必要があるときは、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めるものとする(水防法23条)。
- 2 他の水防管理者等から応援を求められたときは、みずからの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業・行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

## 第3節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。(水防法第22条)

## 第4節 自衛隊の派遣要請

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要、かつ、やむを得ない場合は、知事に対し自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

## 第12章 水防報告

### 第1節 水防報告

1 水防管理者が所轄建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

- (1) 水防のため、水防団（消防団）を出動させたとき
- (2) 他の水防管理者等に応援を要求したとき
- (3) 破堤、氾濫したとき
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき

2 水防てん末報告

水防が終結したとき、水防管理者は遅滞なく次の事項をとりまとめて、様式1-1（P36）様式1-2（P37）により所轄建設事務所水防支部長に報告するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防活動をした河川名とその箇所
- (4) 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 水防法第28条による収用又は使用した器具資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- (10) 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者出動の状況
- (13) 警察の援助状況
- (14) 現場指導官公職氏名
- (15) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (16) 水防関係者の死傷
- (17) 功労者及びその功績
- (18) 殊勲水防団とその功績
- (19) 雨後、水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (20) 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じた時はその場所及びその損傷状況
- (21) その他必要なる事項

### 第2節 水防訓練

1 指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に関する職員を動員して水防訓練を行うものとする。

2 演習要領

指定水防団体の演習要領は、所轄建設事務所水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

## 第13章 費用負担及び公用負担

### 第1節 費用負担

水防管理団体はその管理区域の水防に要する費用は、水防法第41条により当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

### 第2節 公用負担

#### 1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要あるときは、水防管理者は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

#### 2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出するものとする。（様式2：P38）

#### 3 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、次のような命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡してから行使するものとする。（様式3：P38）

#### 4 損失補修

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 水 防 活 動 実 施 報 告 書

令和 年 月 日  
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	かます、俵					移住者の出勤状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の死傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

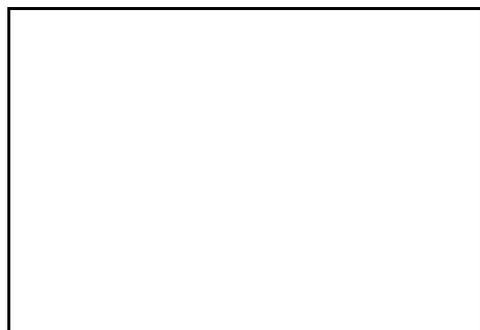
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動  
(山梨県 甲府市〇〇消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

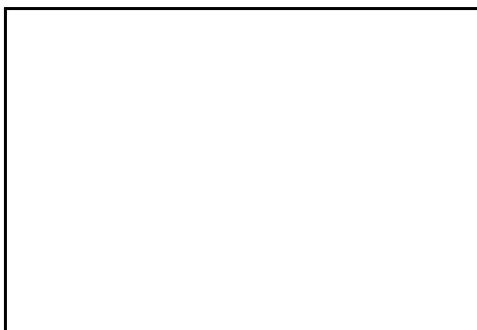
〇概要

甲府市〇〇消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (〇〇袋)</li> <li>・避難誘導 (〇世帯)</li> <li>・排水作業 (〇件)</li> </ul>



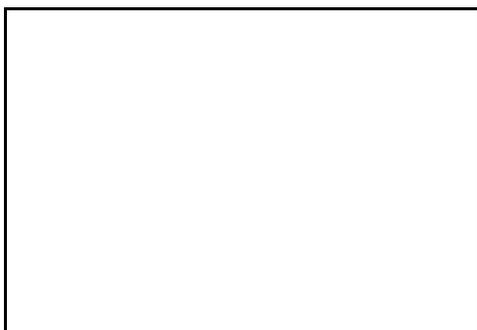
〇〇川左岸堤防巡視



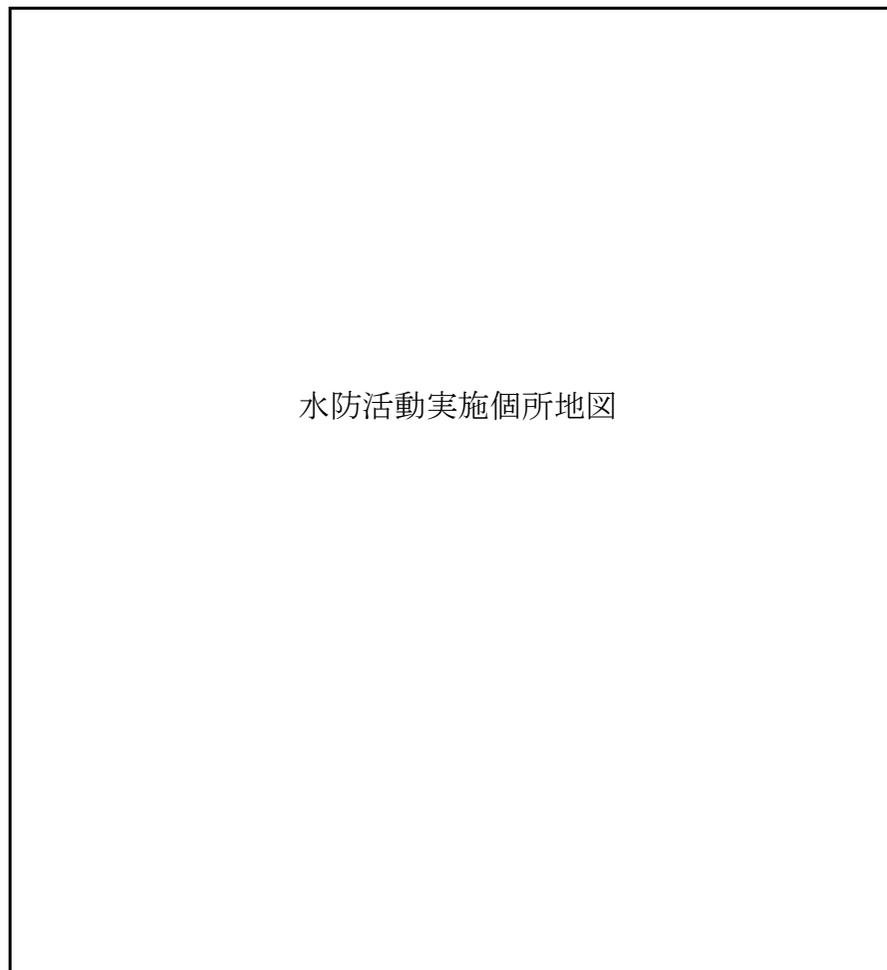
〇〇川左岸積み土のう工



〇〇川右岸 月の輪工法



〇〇地区の浸水状況



水防活動実施個所地図

様式2

<h2>公用負担命令権限書</h2>			
身分・所属			
氏 名			
上記の者に	の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任		
したことを証明する。			
令和	年	月	日
甲府市水防管理者 甲府市長			印

様式3

第	号	<h2>公用負担命令書</h2>		
目的物	種類	員数		
負担内容	使用	権用	人分等	
令和	年	月	日	
甲府市水防管理者甲府市長			印	
事務取扱者事務吏員			印	
殿				

## 甲府市水防協議会 委員名簿

会長 甲府市長

機 関 名	職 名	所 在 地	
日本放送協会甲府放送局	コンテンツ センター長	400-8552	甲府市丸の内一丁目1番20号
株式会社 山梨放送	報道部長	400-8525	甲府市北口二丁目6番10号
株式会社 テレビ山梨	報道制作局長	400-8570	甲府市湯田二丁目13番1号
東日本電信電話 株式会社山梨支店	支店長	400-0013	甲府市朝気三丁目21番15号
甲府市議会	議 員	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市議会	議 員	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市消防団	団 長	400-0856	甲府市伊勢三丁目8番23号
甲府市自治会連合会	理 事	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府地方気象台	次 長	400-0035	甲府市飯田四丁目 7 番29号
山梨県	県土整備部 道路管理課長	400-8501	甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県	県土整備部 治水課長	400-8501	甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県	県土整備部 砂防課長	400-8501	甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県中北建設事務所	所 長	400-0065	甲府市貢川二丁目1番8号
甲府警察署	署 長	400-0032	甲府市中央一丁目10番1号
南甲府警察署	署 長	400-0854	甲府市中小河原町404番地1
甲府市	副市長	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市	産業部長	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市	まちづくり部長	400-8585	甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市	上下水道局 工務部長	400-0046	甲府市下石田二丁目23番1号
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	消防長	400-0856	甲府市伊勢三丁目8番23号

## 水防管理団体及びその組織表

## (1) 広域消防本部の組織表

R5.4.1現在

番号	広域消防本部名	住 所	電話番号	消防職員数	管 轄 区 域
1	甲府地区 広域行政事務組合 消 防 本 部	甲府市 伊勢三丁目8-23	(222)-1190	75	
2	” 中 央 消 防 署	甲府市 丸の内一丁目1-19	(254)-9119	87	南消防署及び西消防署 管轄区域を除く区域
3	” 南 消 防 署	甲府市 伊勢三丁目8-23	(233)-1490	111	甲府市伊勢、湯田、玉諸、国 母、山城、大里、東、中道、上 九一色地区、昭和町、中央市
4	” 西 消 防 署	甲斐市 竜王 3314-1	(276)-3825	70	甲府市貢川、池田地区、旧敷島 町、旧竜王町

## (2) 水防区域分担表

番号	水防管 理 団体名	指定・非 指定の別	水防団（消防団）		所 轄 区 域	建設事務所 水防支部名
			団 名	団員数		
1	甲府市	指定	甲府市 消防団 本 団	6	全域	中北
2	”	”	宮本分団	12	御岳、黒平、草鹿沢、猪狩、高	”
3	”	”	能 泉	19	塔岩、竹日向、高成、川窪	”
4	”	”	千代田	53	上帯那、下帯那、平瀬	”
5	”	”	千 塚	24	千塚一、二、三、四、五丁目（1～12）、音羽、 湯村一、二、三丁目（1～18）、富士見一、二丁 目	”
6	”	”	穴 切	18	宝一、二丁目、飯田一、二、三、四、五丁目、寿	”
7	”	”	相 生	5	相生一、二、三丁目、若松、伊勢一丁目（1～ 6）、中央四（6～12）、五丁目（8）	”
8	”	”	伊 勢	17	伊勢一（7～11）、二、三、四丁目、住吉本、住 吉一、二、三、四、五丁目（6～16、19）	”
9	”	”	山 城	100	増坪、小瀬、西油川、上今井、中、東下条、小曲、下 鍛冶屋、落合、中小河原、下小河原、上、下今井、中 小河原一丁目、住吉五丁目（1～6、16～25）	”
10	”	”	池 田	33	中村、金竹、長松寺、新田、荒川一、二丁目、池田 一、二、三丁目、下飯田一、二、三、四丁目、下河 原、貢川一（1～3）、二丁目（1～4）	”

番号	水防管理団体名	指定・非指定の別	水防団（消防団）		所轄区域	建設事務所水防支部名
			団名	団員数		
11	甲府市	指定	貢川	18	上石田一、二、三、四丁目、下石田二丁目、貢川本町、徳行一、二、三、四、五丁目、富竹一、二、三、四丁目、貢川一（4～10）、二丁目（5～17）、高畑一、二丁目	中北
12	〃	〃	国母	47	国母一～八丁目、高畑三丁目、上小河原、古上条、上条新居、後屋	〃
13	〃	〃	大里	78	大里、西下条、大津、宮原、堀之内、高室	〃
14	〃	〃	相川	98	上・下積翠寺、岩窪、古府中、西田、塚原、小松、和田（2007, 2595～2911, 2941～3931）、屋形一（2～4, 6～8）、二、三丁目、大手一、二、三丁目	〃
15	〃	〃	朝日	22	朝日二、三、五丁目、美咲一丁目、塩部一、二、三、四丁目	〃
16	〃	〃	新紺屋	13	北口一、二、三丁目、武田一、二、三丁目、四丁目、宮前、朝日一、四丁目、元紺屋、天神（1～8, 13）	〃
17	〃	〃	富士川	11	愛宕、中央二、三、四（1, 2, 3, 5）、五丁目（1～7）、東光寺一丁目（1-7～29）	〃
18	〃	〃	琢美	7	城東一、二、三、四、五丁目、朝氣一丁目（2, 3）	〃
19	〃	〃	里垣	27	東光寺、善光寺、酒折、東光寺一（1-1～6、30-34、2～12）、二、三丁目、善光寺一、三丁目、酒折一、二丁目、三丁目、砂田（1～10）	〃
20	〃	〃	甲運	52	川田、和戸、桜井、横根、酒折二丁目	〃
21	〃	〃	玉諸	65	蓬沢、西高橋、七沢、上阿原、向、蓬沢一丁目、国玉、里吉、里吉一、二、三、四丁目、砂田（11, 12）	〃
22	〃	〃	湯田	17	湯田一、二丁目、青沼三丁目、南口、幸、太田	〃
23	〃	〃	春日	18	丸の内一、二、三丁目、中央一、四丁目（4）	〃
24	〃	〃	東	17	青沼一、二丁目、朝氣一（1、4～14）、二、三丁目、青葉	〃
25	〃	〃	北新	30	天神（9～12, 14～18）、緑が丘一、二丁目、美咲二丁目、北新一、二丁目、屋形一丁目（1, 5）、大和、和田（621～777, 2421～2496, 2563～2593, 2912～2935）	〃
26	〃	〃	羽黒	30	羽黒、山宮、千塚五丁目（13～15）、湯村三丁目（19～23, 568～571）	〃
27	〃	〃	右左口	44	右左口町	〃
28	〃	〃	滝川	17	中畑町、心経寺町、上向山町	〃
29	〃	〃	下向山	30	下向山町	〃
30	〃	〃	白井	18	白井町	〃
31	〃	〃	上曾根	44	上曾根町	〃
32	〃	〃	下曾根	26	下曾根町	〃
33	〃	〃	上九一色	17	古関町、梯町	〃
			計	1,033		

別表第3表

## 重要水防区域及び警戒箇所

## (1) 河川沿岸区域(国管理)

番号	図面対象番号	河川名	位置	左右岸別	延長(m)	重要度		理由
						階級	種別	
1	笛左F126-2	笛吹川	白井町 F126上56～F126上35	左	21	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
2	笛左F124-1	笛吹川	白井町 F126上35～F124	左	255	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
3	笛左F119-1	笛吹川	白井町 F124～F119	左	550	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
4	笛左F116-1	笛吹川	白井町 F119～F117上20	左	210	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
5	笛左F112-1	笛吹川	上曽根町 F117上20～F112下2	左	578	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
6	笛左F112-2	笛吹川	上曽根町 F112上69	左	1箇所	B	工作物	余裕高不足(中道橋)
7	笛左F110-1	笛吹川	上曽根町 F112下2～F110上32	左	208	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
8	笛左F109-1	笛吹川	上曽根町 F110上32～F109上90	左	52	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
9	笛左F106-1	笛吹川	上曽根町 F109上90～F106	左	414	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
10	笛左F106-2	笛吹川	下曽根町 F106～F106下50	左	50	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
11	笛左F95-1	笛吹川	下曽根町 F106下50～F95	左	1167	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
12	笛左F95-2	笛吹川	下曽根町 F95上11	左	1箇所	B	工作物	余裕高不足(下曽根橋)
13	笛左F94-1	笛吹川	下曽根町 F95～F94上57	左	59	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
14	笛左F93-1	笛吹川	下曽根町 F94上57～F93上31	左	152	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
15	笛左F93-2	笛吹川	下曽根町 F93上31～F93	左	31	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
16	笛左F92-1	笛吹川	下曽根町 F93～F92上78	左	28	B	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
17	笛左F91-1	笛吹川	下曽根町 F92上78～F91	左	185	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗堀	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
18	笛左F87-1	笛吹川	下曽根町 F91～F87下51	左	548	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所

番号	図面対象 番号	河川名	位置	左右 岸別	延長 (m)	重要度		理由
						階級	種別	
19	笛左F80-1	笛吹川	下曽根町 F87下51～F80	左	739	B	(重点) 越水(溢水)	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
20	笛右F115-1	笛吹川	白井町 F130下45.5～F115下58.5	右	1,629	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
21	笛右F113-1	笛吹川	落合町 F115下58.5～F113下73	右	245	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
22	笛右F112-1	笛吹川	落合町 F113下73～F112下73	右	123	B	越水(溢水) 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
23	笛右F112-2	笛吹川	落合町 F112上33	右	1箇所	B	工作物	中道橋
24	笛右F105-1	笛吹川	小曲町 F112下73～F105下53.5	右	768	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
25	笛右F103-1	笛吹川	小曲町 F105下53.5～F103上86	右	90	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
26	笛右F99-1	笛吹川	小曲町 F103上86～F99上79	右	444	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
27	笛右F99-2	笛吹川	西下条町 F99	右	1箇所	-	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所
28	笛右F95-1	笛吹川	西下条町 F99上79～F95上108	右	409	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
29	笛右F94-1	笛吹川	西下条町 F94上78	右	1箇所	B	工作物	下曽根橋
30	笛右F86-1	笛吹川	大津町 F95上108～F86下58	右	1228	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
31	笛右F83-1	笛吹川	大津町 F86下58～F83下55	右	354	B	越水(溢水) 堤体漏水	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所

## (2) 河川沿岸区域 (県管理)

番号	河川名	位 置	左右岸別	延長 (m)	重要度		理由	水防倉庫
					階級	種別		
1	高倉川	城東五丁目 合流点上	左右	100 100	b b	洗堀箇所	護岸洗堀	濁川水防倉庫 城東水防倉庫
2	〃	東光寺三丁目 北バイパス 下流	左右	300 300	b b	〃	〃	〃
3	藤川	中央三丁目 桃山橋上下	左右	400 400	b b	堤体強度	護岸老朽	〃
4	〃	北口一丁目 三念坂橋上	左右	70 70	b b	水衝箇所	〃	〃
5	〃	元紺屋町 北バイパス上下	左右	300 300	a a	堤体強度	〃	〃
6	〃	古府中町 大泉橋上	左	35	a	堤防高	堤防高不足	〃
7	相川	朝日三丁目 上木戸橋下	左	120	a	堤体強度	堤防断面不足	長松寺水防倉庫
8	小湯川	飯田五丁目 相川合流点上	左右	50 50	a a	堤防高	堤防高不足	〃
9	湯川	湯村三丁目 山の手通り上	右	25	a	洗堀箇所	護岸洗堀	羽黒水防倉庫
10	〃	湯村三丁目 庚申橋上	左右	40 40	a a	〃	〃	〃
11	〃	湯村三丁目 宮平橋下	左右	80 80	a a	〃	〃	〃
12	四分川	国母四丁目 卸売市場上	左右	400 400	b b	堤防高	堤防高不足	中小河原水防倉庫
13	荒川	平瀬町 万年橋下	左右	550 300	b b	水衝箇所	護岸なし	羽黒水防倉庫
14	渋川	高室町 中央道下流	左右	110 110	b b	堤防高	堤防高不足	中小河原水防倉庫
15	御岳川	御岳町金桜神社下	左右	250 250	b b	堤体強度	一部護岸なし	羽黒水防倉庫
16	荒川	下飯田一・二丁目	右	300	b	堤防高	堤防高不足	長松寺水防倉庫
17	大円川	善光寺一丁目濁川合流点上流	左右	300 300	a a	〃	排水不良	濁川水防倉庫 城東水防倉庫
18	流川	大津町中央道下流	左右	500 500	a a	〃	〃	中小河原水防倉庫
19	湯川	湯村三丁目湯川橋上流	左右	50 50	a a	〃	断面不足	羽黒水防倉庫
20	五割川	小瀬町小瀬新橋上流	左右	800 800	a a	〃	〃	中小河原水防倉庫
21	間門川	上曾根町笛吹川合流点上	左右	1,830 1,830	b b	堤体強度	護岸不完全	中道支所水防倉庫
22	七覚川	右左口町坂下橋下	左右	90 100	b b	水衝箇所	護岸洗堀	〃
23	滝戸川	上向山町公会堂上	左右	15 10	a a	〃	〃	〃
24	〃	下向山町旧中道支所下	右	100	b	洗堀箇所	〃	〃
25	〃	上向山町元佐久役場上	左	20	b	堤体強度	護岸老朽	〃
26	西川	中畑町広域農道下	左右	150 100	b b	堤防高	堤防高不足	〃
27	心経寺川	心経寺町寺下	左右	10 20	a a	水衝箇所	護岸洗堀	〃
28	稲川	下向山町佐久墓地上	右	150	b	堤防高	堤防高不足	〃
29	宮沢川	右左口町県道113号 (甲府 精進湖線) 赤坂橋の下流	左右	30 30	a a	堤防高	堤防高不足	中道支所水防倉庫

番号	河川名	位置	左右岸別	延長 (m)	重要度		理由	水防倉庫
					階級	種別		
30	宮沢川	右左口町合流点上	左右	1,500 1,500	b b	堤体強度	護岸不完全	中道支所水防倉庫
31	七覚川	右左口町七覚岩窪橋	右	25	b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
32	七覚西川	右左口町七覚合流点上	左右	150 150	b b	洗掘箇所	〃	〃
33	間門川	下曾根町中央道下	左右	350 290	a a	堤防高	堤防高不足	〃
34	芦川	梯町梯橋上	左右	400 500	a a	堤防高	堤防高不足	上九一色水防倉庫
35	〃	梯町新井橋上	右	300	a	〃	〃	〃
36	鎌田川	大津町地内	左右	1箇所	b	工作物 (橋梁)	流水疎通障害 大津西橋	中小河原水防倉庫
37	高倉川	城東五丁目地内	左右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 国道411号	濁川水防倉庫
38	湯川	湯村三丁目地内	左右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 山の手通り	羽黒水防倉庫
39	〃	〃	左右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 庚申橋	〃
40	〃	〃	左右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 宮平橋	〃
41	〃	〃	左右	1箇所	b	〃	流水疎通障害 湯川橋	〃

### (3) 貯水池等

番号	名称	所在地	危険が予想される箇所			水防団 (消防団)	備考
			部分	危険種別	応急措置		
1	竜が池	古府中町	堤頂長382m	溢水 (一部決壊)	早急避難	相川	
2	岩窪堀	岩窪町	堤頂長154m	〃	〃	〃	
3	日影堀	和田町	堤頂長193m	〃	〃	〃	
4	西耕地溜池	古府中町	堤頂長181m	〃	〃	〃	
5	丸山溜池	下帯那町	堤頂長140m	〃	〃	千代田	
6	大正池	上帯那町	堤頂長89m	〃	〃	〃	
7	昭和池	上帯那町	堤頂長88m	〃	〃	〃	
8	荒居溜池	下帯那町	堤頂長63m	〃	〃	〃	
9	仮宿溜池	下帯那町	堤頂長73m	〃	〃	〃	
10	白井溜池	白井町	堤頂長251m	〃	〃	白井	

(4) 土石流危険渓流一覧表

番号	幹川名	渓流名	位置	保全対象区域の現状		公共施設の名称
				人家戸数	公共施設数	
1	荒川	猪狩沢	猪狩町	1	1	郵便局
2	〃	猪狩沢の1	〃	4	3	消防詰所
3	〃	御岳下沢	御岳町	6	0	
4	〃	太刀岡沢	草鹿沢町	11	1	集会所
5	亀沢川	草鹿沢	〃	9	0	
6	荒川	御岳川	御岳町	20	5	発電所
7	〃	寒沢川	黒平町	1	1	
8	〃	ホソオ沢	〃	1	1	集会所
9	〃	石堂沢	〃	2	2	
10	〃	尾の内沢川	〃	13	2	集会所
11	〃	下窪沢	猪狩町	0	1	発電所
12	〃	高成川	高成町	6	0	
13	〃	櫟平沢	〃	4	1	集会所
14	〃	竹日向沢	竹日向町	5	0	
15	〃	日向沢	〃	7	2	消防詰所
16	〃	塔岩沢	平瀬町	7	1	消防詰所
17	〃	帯那川	下帯那町	11	1	知的障害者援護施設
18	〃	上帯那北沢	上帯那町	24	3	集会所
19	〃	幕岩沢	〃	72	5	公民館
20	〃	上帯那川	〃	25	4	公民館
21	〃	不動沢穴口沢	〃	22	5	公民館
22	〃	上帯那川の2	〃	31	3	公民館
23	相川	湯川西沢	羽黒町	136	1	
24	〃	湯川	〃	226	2	身体障害者援護施設
25	〃	下湯川	〃	219	2	身体障害者援護施設
26	〃	堂の山沢	下帯那町	0	1	
27	〃	西沢川	和田町	133	1	病院
28	〃	村の内沢	〃	4	1	病院
29	〃	西川	塚原町	38	3	老人福祉施設
30	〃	金子沢	〃	83	3	公民館
31	〃	不動沢川	〃	88	3	公民館
32	〃	下不動沢川	〃	88	3	公民館
33	〃	下梅沢	下積翠寺町	5	2	消防詰所
34	〃	梅沢	〃	16	0	
35	〃	上梅沢	〃	10	0	

番号	幹川名	溪流名	位 置	保全対象区域の現状		公共施設の名称
				人家戸数	公共施設数	
36	相川	梓川	下積翠寺町	40	1	消防詰所
37	〃	西沢川	〃	11	0	
38	〃	相川	〃	126	9	公会堂
39	〃	東沢川	〃	126	7	公会堂
40	〃	南梅沢	〃	12	1	
41	濁川	まむし沢藤川	岩窪町	157	1	社会福祉施設
42	〃	西高倉川	善光寺町	47	1	
43	〃	高倉川	〃	41	0	
44	〃	大円川	〃	31	0	
45	〃	大山沢川	横根町	5	2	大学
46	滝戸川	女沢	下向山町松本	15	1	公民館
47	〃	心経寺川	心経寺町	19	2	集会所
48	〃	不動河原川	〃	16	1	身体障害者援護施設
49	〃	滝戸川	中畑町	7	0	
50	〃	中畑西川	〃	2	1	児童福祉施設
51	七覚川	宮沢川	右左口町宿	125	2	公民館
52	〃	古宿川	〃	136	3	公民館
53	〃	山の神川	〃	140	3	公民館
54	〃	七覚川	〃	141	3	公民館
55	〃	田園川	右左口町七覚	25	0	
56	〃	七覚西川	〃	16	0	
57	〃	326-1-013	〃	6	0	
58	笛吹川	西ノ沢の2	下向山町東山	1	1	博物館
59	芦川	宮沢	梯町	4	2	集会所
60	〃	井野川	〃	15	4	集会所
61	〃	若宮沢	古関町	14	2	集会所
62	〃	飯田沢	〃	3	8	市役所出張所
63	〃	御奄沢	〃	5	1	集会所
64	〃	寺川の1	〃	8	1	郵便局
65	〃	寺川	〃	23	3	公民館
66	〃	白沢川	〃	1	8	社会福祉施設
67	〃	白沢	〃	3	1	市役所出張所
68	〃	大沢	梯町	7	0	
69	〃	熊穴沢川	〃	6	0	
	合計			2,662	133	

(5) 山地災害危険地（崩壊土砂流出危険地区）一覽表

番号	位置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
							人家 50戸以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	羽黒町	有	無	無	2.00	無	91				5	その他
2	〃	有	無	有	2.30	無	102				2	その他
3	和田町	有	無	無	12.00	一部概成	186				4	県道
4	塚原町	有	無	無	10.00	一部概成	280				5	県道
5	下積翠寺町	無	有	無	3.68	無	202				2	県道
6	上積翠寺町	有	無	無	2.00	一部概成		13			1	県道
7	〃	有	無	無	3.00	一部概成		27			4	県道
8	〃	有	無	無	5.10	一部概成		13			1	県道
9	〃	有	無	無	2.00	一部概成		29			1	県道
10	下積翠寺町	無	無	無	18.00	一部概成	586				13	県道
11	岩窪町	無	無	無	2.42	一部概成	73				3	県道
12	善光寺町	無	無	無	11.00	一部概成	93				3	その他
13	〃	有	無	無	29.00	一部概成		38			1	その他
14	横根町	有	無	無	4.91	無				4		その他
15	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成				3		県道
16	〃	有	無	無	6.00	無			7		2	その他
17	上帯那町	有	無	無	1.00	無		22			2	その他
18	〃	有	無	無	5.00	一部概成		11			1	林道
19	〃	有	無	無	7.00	一部概成	53				5	その他
20	下帯那町	有	無	無	4.00	一部概成	67				6	その他
21	平瀬町	有	有	無	5.00	一部概成	56				4	県道
22	下帯那町	有	無	無	2.00	一部概成		28			4	県道
23	上帯那町	有	無	有	28.00	無		12				県道
24	竹日向町	有	無	無	11.54	一部概成			6		1	県道
25	高成町	有	無	無	2.00	一部概成				2		県道
26	〃	有	無	無	1.77	一部概成				2		県道
27	上帯那町	有	無	無	10.84	一部概成		10				県道
28	猪狩町	有	無	無	3.00	一部概成						県道
29	高成町	有	無	無	4.00	無		11			1	県道
30	猪狩町	有	無	無	12.00	一部概成				2	3	県道
31	川窪町	有	無	無	50.00	無				2	6	県道
32	上帯那町	有	無	無	96.00	一部概成						県道
33	〃	有	無	無	2.00	一部概成						林道
34	〃	有	無	無	4.05	一部概成						林道
35	御岳町	有	無	無	53.00	一部概成						林道
36	〃	有	無	無	2.27	一部概成					1	林道
37	〃	有	無	無	1.00	一部概成				4	1	林道

番号	位置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等				道路
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	
38	黒平町	有	無	無	2.00	一部概成			7		林道
39	〃	有	無	無	16.81	一部概成				1	林道
40	御岳町	有	無	無	3.00	無					林道
41	〃	有	有	無	3.00	一部概成					林道
42	高町	有	無	無	2.16	一部概成				2	県道
43	御岳町	無	無	無	21.00	一部概成				2	県道
44	〃	有	無	無	6.00	一部概成			8		県道
45	草鹿沢町	有	無	無	4.62	一部概成				2	県道
46	〃	有	無	無	6.00	無		10			県道
47	〃	有	有	無	1.00	無					県道
48	〃	有	無	無	0.74	一部概成				2	県道
49	御岳町	有	無	無	19.00	一部概成				3	県道
50	猪狩町	有	無	無	5.00	無		10			県道
51	上向山町	無	無	無	0.13	無	52				国道
52	〃	無	無	無	1.95	無					県道
53	心経寺町	有	無	無	2.72	一部概成		12			その他
54	中畑町	無	無	無	3.00	一部概成		30			国道
55	〃	有	無	無	4.47	一部概成		11			国道
56	右左口町	有	無	無	10.99	一部概成	91				国道
57	中畑町	有	無	有	1.39	無		14			国道
58	右左口町	無	無	無	12.00	無	51				国道
59	〃	有	無	無	2.74	一部概成		33			その他
60	〃	有	無	無	0.85	一部概成		13			県道
61	梯町	有	無	無	5.63	一部概成		18			国道
62	古関町	有	無	無	52.00	無				2	国道
63	〃	有	無	無	38.00	無		11			国道
64	〃	有	無	無	3.00	一部概成		17			国道
65	〃	有	無	無	6.21	一部概成		17			国道
66	〃	有	無	無	7.00	一部概成		29			国道
67	〃	有	無	無	2.73	一部概成		28			国道
68	〃	無	無	無	2.36	無		10			国道
69	〃	有	無	無	10.00	一部概成	56				国道
70	梯町	無	無	無	6.00	無		35			国道
71	〃	有	無	無	29.00	一部概成		21			国道
72	〃	無	無	無	11.00	無		19			国道
73	〃	有	無	無	6.00	一部概成		27			県道
74	〃	有	無	無	2.14	一部概成		12			県道
75	〃	有	無	無	2.39	一部概成		25			県道

番号	位置	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等				道路
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	
76	古関町	有	無	無	4.00	一部概成	14				国道
77	〃	有	無	無	1.93	一部概成	16			2	国道
78	〃	有	無	無	3.00	一部概成	17			2	国道
79	上帯那町	有	無	無	3.00	無	20			2	その他
80	高成町	有	無	無	0.74	一部概成					県道
81	〃	有	無	無	7.00	一部概成	12				県道
82	黒平町	有	無	無	7.00	一部概成					林道
83	高町	有	無	無	78.00	無			3	5	県道
84	心経寺町	有	無	無	1.98	一部概成			9	2	林道
85	〃	有	無	無	1.08	一部概成	11			2	その他
86	〃	有	無	無	3.92	一部概成			6	1	その他
87	上積翠寺町	有	無	無	7.00	一部概成		25		2	県道
88	下向山町	有	有	無	1.00	一部概成	52			3	国道
89	平瀬町	有	無	無	0.57	一部概成					県道
90	上帯那町	有	無	無	1.00	一部概成				2	県道
91	〃	有	無	無	7.40	無					林道
92	〃	有	無	無	6.00	一部概成					林道
93	黒平町	有	無	無	10.00	無					林道
94	〃	有	無	無	0.47	無				1	林道
95	高町	有	無	無	7.00	無					林道
96	下積翠寺町	無	無	無	4.00	無	80			1	県道

## (6) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧表

令和5年3月31日現在

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域	
1	急傾斜地の崩壊	黒平	黒平町	平成19年8月2日	○	
2	〃	高-1	高町		○	
3	〃	高-2			○	
4	〃	高-3			○	
5	〃	御岳-1			御岳町	○
6	〃	御岳-2	○			
7	〃	御岳-3				
8	〃	御岳の2-1	○			
9	〃	御岳の2-2	○			
10	〃	御岳の2-3	○			
11	〃	御岳の2-4	○			
12	〃	御岳の2-5	○			
13	〃	御岳の2-6	○			
14	〃	御岳の2-7	○			
15	〃	猪狩-1	猪狩町			○
16	〃	猪狩-2				○
17	〃	猪狩の2				○
18	〃	猪狩の3-1				○
19	〃	猪狩の3-2				
20	〃	高成-1	高成町		○	
21	〃	高成-2			○	
22	〃	高成-3			○	
23	〃	竹日向	竹日向町		○	
24	〃	竹日向の2			○	
25	〃	平瀬	平瀬町		○	
26	〃	草鹿沢Ⅱ-1	草鹿沢町		○	
27	〃	草鹿沢Ⅱ-2				
28	〃	草鹿沢Ⅱの2			○	
29	〃	草鹿沢Ⅱの3			○	
30	〃	御岳Ⅱ-1	御岳町		○	
31	〃	御岳Ⅱ-2			○	
32	〃	御岳Ⅱ-3			○	
33	〃	御岳Ⅱ-4			○	
34	〃	猪狩Ⅱ-1	猪狩町		○	
35	〃	高成Ⅱ	高成町		○	
36	〃	草鹿沢Ⅲ	草鹿沢町		○	
37	〃	御岳Ⅲ	御岳町		○	
38	〃	川窪Ⅲ	川窪町		○	

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域
39	急傾斜地の崩壊	高成Ⅲ	高成町	平成19年8月2日	○
40	〃	平瀬Ⅲ	平瀬町		○
41	〃	朝日	上曾根町	平成21年3月2日	○
42	〃	役場前・佐久Ⅱ	下向山町		○
43	〃	松本			○
44	〃	諏訪腰・諏訪腰Ⅱ	中畑町		○
45	〃	心経寺-1	心経寺町		○
46	〃	心経寺-2			○
47	〃	心経寺の2			○
48	〃	前田保	右左口町		○
49	〃	松本Ⅱ	下向山町		○
50	〃	居村Ⅱ	中畑町		○
51	〃	居村Ⅱの2			○
52	〃	心経寺Ⅱ	心経寺町		○
53	〃	七覚上Ⅱ	右左口町		○
54	〃	七覚上Ⅱの2			○
55	〃	七覚上Ⅱの3			○
56	〃	上宿Ⅱ			○
57	〃	諏訪腰の2	中畑町	○	
58	〃	井野	梯町	○	
59	〃	井野の2		○	
60	〃	新井	古関町	○	
61	〃	飯田-1		○	
62	〃	飯田-2		○	
63	〃	上平-1		○	
64	〃	上平-2		○	
65	〃	平川-1		○	
66	〃	平川-2		○	
67	〃	本郷		○	
68	〃	平川の2		○	
69	〃	入野		○	
70	〃	本郷Ⅱ	梯町	○	
71	〃	辰新井Ⅱ	古関町	○	
72	〃	本郷Ⅱの2		○	
73	〃	平川Ⅱ		○	
74	〃	本郷Ⅲの2		○	
75	〃	羽黒-1	羽黒町	○	
76	〃	羽黒-2		平成22年5月31日	
77	〃	羽黒の2		○	

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域
78	急傾斜地の崩壊	小松町	和田町	平成22年5月31日	○
79	〃	和田町-1			○
80	〃	和田町-2			○
81	〃	和田町-3			○
82	〃	和田町の2			○
83	〃	湯村	湯村		○
84	〃	湯村の2-1			○
85	〃	湯村の2-2			○
86	〃	湯村の2-3			○
87	〃	湯村の2-4			○
88	〃	湯村の3-1			○
89	〃	湯村の3-2			○
90	〃	湯村の3-3			○
91	〃	湯村の3-4			○
92	〃	湯村の3-5		○	
93	〃	上積翠寺町-1	上積翠寺町	○	
94	〃	上積翠寺町-2		○	
95	〃	上積翠寺町-3		○	
96	〃	上積翠寺町-4		○	
97	〃	上積翠寺町-5		○	
98	〃	上積翠寺町の2 上積翠寺町の4		○	
99	〃	上積翠寺町の3-1		○	
100	〃	上積翠寺町の3-2 上積翠寺の5-1		○	
101	〃	上積翠寺町の5-2			
102	〃	上積翠寺町の5-3		○	
103	〃	岩窪2丁目	岩窪町	○	
104	〃	古府中2丁目	古府中町	○	
105	〃	山宮	山宮町	○	
106	〃	善光寺町Ⅱ	善光寺町	○	
107	〃	善光寺町Ⅱの2		○	
108	〃	元紺屋町Ⅱ	愛宕町	○	
109	〃	愛宕町		○	
110	〃	愛宕町Ⅱ		○	
111	〃	横根町Ⅱ	横根町	○	
112	〃	東光寺3丁目-1	東光寺	○	
113	〃	東光寺3丁目-2		○	
114	〃	東光寺町	東光寺町	○	

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域
115	急傾斜地の崩壊	愛宕町Ⅱの2	東光寺町	平成22年5月31日	○
116	〃	酒折町Ⅱ	酒折町		○
117	〃	酒折町Ⅱの2			
118	土石流	猪狩沢	猪狩町		○
119	〃	猪狩沢の1			
120	〃	牛芳窪沢川			
121	〃	御岳下沢	御岳町	平成19年8月2日	○
122	〃	太刀岡沢	草鹿沢町		○
123	〃	太刀岡北沢			○
124	〃	草鹿沢			
125	〃	御岳沢	御岳町		○
126	〃	高町沢	高町		○
127	〃	寒沢川	黒平町		○
128	〃	ホソオ沢-1			○
129	〃	ホソオ沢-2			○
130	〃	石堂沢			○
131	〃	尾の内沢川			
132	〃	高成川	高成町		
133	〃	櫟平沢-1			
134	〃	櫟平沢-2		○	
135	〃	妙がの窪沢		○	
136	〃	竹日向沢	竹日向町	○	
137	〃	日向沢			
138	〃	塔岩沢	平瀬町		
139	〃	帯那川-1	下帯那町		
140	〃	帯那川-2			○
141	〃	上帯那北沢	上帯那町		○
142	〃	幕岩沢			○
143	〃	上帯那川			○
144	〃	不動沢穴口沢			○
145	〃	上帯那川の2-1			○
146	〃	上帯那川の2-2			○
147	〃	堂の山沢	下帯那町		○
148	〃	堂の山沢の2			
149	〃	女沢	下向山町	平成21年3月2日	○
150	〃	横手川	心経寺町		○
151	〃	心経寺川			○
152	〃	草里川			
153	〃	不動河原川			

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域	
154	土石流	滝戸川	心経寺町	平成21年3月2日		
155	〃	中畑西川	中畑町			
156	〃	牛の田上川			○	
157	〃	宮沢川				
158	〃	古宿川	右左口町			
159	〃	山の神川				
160	〃	七覚川				
161	〃	田園川-1			○	
162	〃	田園川-2			○	
163	〃	田園川-3			○	
164	〃	七覚西川-1			○	
165	〃	七覚西川-2			○	
166	〃	七覚西川-3			○	
167	〃	洞西川			○	
168	〃	岩窪沢			○	
169	〃	西の沢の2			下曽根町	○
170	〃	女沢の2				○
171	〃	別所川			上向山町	○
172	〃	宮沢	梯町		○	
173	〃	井野川	古関町			
174	〃	若宮川			○	
175	〃	飯田沢				
176	〃	御奄沢			○	
177	〃	寺川の1			○	
178	〃	鯉づくりの沢			○	
179	〃	寺川				
180	〃	横沢			○	
181	〃	白沢	○			
182	〃	大沢-1	梯町		○	
183	〃	大沢-2			○	
184	〃	熊穴沢川			○	
185	〃	湯川西沢	羽黒町		○	
186	〃	湯川				
187	〃	下湯川		○		
188	〃	西沢川	和田町	○		
189	〃	村の内沢		○		
190	〃	西川	塚原町	○		
191	〃	金子沢-1				
192	〃	金子沢-2				
				平成22年5月31日		

番号	自然現象の種類	区域名	位置	告示日	特別警戒区域を含む区域
193	土石流	不動沢川	塚原町	平成22年5月31日	○
194	〃	下不動沢川			○
195	〃	下梅沢	下積翠寺町		○
196	〃	梅沢			○
197	〃	上梅沢			○
198	〃	梓川			
199	〃	南梅沢			○
200	〃	西沢川			○
201	〃	相川-1	上積翠寺町		○
202	〃	相川-2			○
203	〃	相川-3			
204	〃	東西沢			○
205	〃	まむし沢	岩窪町		○
206	〃	西高倉川	善光寺町		○
207	〃	高倉川			○
208	〃	大円川			○
209	〃	大山沢川	横根町		
210	地滑り	洞-1	上積翠寺町		
211	〃	洞-2			
212	〃	湯村-1	湯村		
213	〃	湯村-2			
214	〃	湯村-3			
215	〃	湯村-4			
216	〃	湯村-5			
217	〃	東山	東山	令和3年2月1日	
218	〃	小平沢	小平沢		

重要水防区域の重要度の評定基準〔国〕

種別	重要度		要注意区間
	(A) 水防上最も重要な区間	(B) 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置してある箇所。

## 重要水防区域の重要度の評定基準〔山梨県〕

種別	基準	
	最も重要な区間（a）	次に重要な区間（b）
堤防高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
堤体強度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合。	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後3年未満の場合、あるいは堤防断面がやや不足している場合。
水衝箇所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの決壊等の実績があるもの、天然河岸で浸食甚だしく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないもの、天然河岸で侵食されているもの。
洗掘箇所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの。	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの。
漏水箇所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの。	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの。
工事施行箇所	樋門、樋管等が施工中のもので堤防を横断して開削している場合。	堤防を横断し堤防高を開削して工事を施行したもので、工事完了後1年未満のもの。
被災箇所	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの。	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので、査定時の緊急順位がCに該当するもの。
工作物	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずるおそれがある箇所。（堤防区間） 樋門、樋管等の堤防横断工作物で、老朽化が著しく沈下、漏水等により被害が生ずる恐れがある箇所。	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある箇所。（堀込区間）

## ダム・水こう門管理者名簿3-1

(令和5年度)

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
荒川	西下条せぎ	大里町	西下条町水利組合 (西下条町自治会 土木部長)	吉岡 孝	400-0054 西下条町	
			西下条町自治会	新田 健児	400-0054 西下条町	
荒川	東下条せぎ	中町	東下条農事組合	成嶋 正彦	400-0843 東下条町	
荒川	下今井せぎ	上今井町	下今井農事組合	越石 敏男	400-0842 下今井町	
荒川	中町せぎ	中町	中町農事組合	斉藤 忠男	400-0844 中町	
荒川	中条せぎ	大里町	中条自治会環境部	浅野 重文	400-0053 大里町	
荒川	小瀬せぎ	住吉二丁目	小瀬農事組合	波切 和也	400-0836 小瀬町	
			上今井農事組合	雨宮 泰博	400-0845 上今井町	
荒川	住吉第一せぎ	相生三丁目	下小河原水利組合	倉金 幸広	400-0831 上町	
				松島 宏	400-0851 住吉四丁目	
				内藤 雄睦	400-0068 下小河原町	
荒川	住吉第二せぎ	伊勢二丁目	中小河原農事組合	堤 一洋	400-0855 中小河原一丁目	
				坂本 達哉	400-0855 中小河原町	
荒川	三ッ水門	相生三丁目	三ッ水門水利組合 甲府市	松木 強 産業部 農政課	400-0827 蓬沢一丁目 400-8585 丸の内一丁目18-1	298-4836
荒川	池田第一せぎ (池田第二・三せぎ)	荒川二丁目	池田水利組合	岡部 武久	400-0061 荒川一丁目	
荒川	呑川せぎ	山宮町	千塚水利組合	西山 敏人	400-0074 千塚一丁目	
荒川	塩部せぎ	山宮町	山宮水利組合	興石 宣豊	400-0075 山宮町	
				西山 敏人	400-0074 千塚一丁目	
荒川	谷下せぎ ヤシタ	平瀬町	平瀬町上野自治会	久保寺 力	400-0083 平瀬町	
荒川	平瀬せぎ	平瀬町	平瀬町平瀬自治会	末木 鋼治	400-0083 平瀬町	
荒川	新田せぎ シデン	平瀬町	平瀬町平瀬自治会	末木 虎雄 (会長ではありません)	400-0083 平瀬町	
濁川	玉諸排水機場 〔右岸側〕 〔左岸側〕	蓬沢町	蓬沢町自治会	諏訪田 博	400-0827 蓬沢一丁目	
		西高橋町	西高橋町自治会	内藤 周夫	400-0826 西高橋町	
濁川	国里橋下逆止門	国玉町	西高橋町自治会	内藤 周夫 ⇒ 連絡不要 《別に連絡する》	400-0826 西高橋町	
平等川	雑子せぎ	川田町	差出堰土地改良区	出月 正仁	400-0812 和戸町	
平等川	向せぎ	向町	向町自治会	小池 一男	400-0813 向町	
平等川	近津用水 (転倒ゲート等)	川田町	近津水利組合	土屋 直	400-0811 川田町	
				広瀬 和人	400-0812 和戸町	
平等川	増坪せぎ	増坪町	六ヶ村水利組合	深澤 昭二	400-0836 小瀬町	
蛭沢川	落合せぎ (大町用水)	落合町	落合農事組合	大森 由彦	400-0835 下鍛冶屋町	
四分川	四分川 逆水防止樋門	大里町 (荒川合流部)	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目18-1	237-5842
四分川	牛の宮上堰	大里町	二日市場南農事組合	横内 優	400-0053 大里町	
四分川	牛の宮下堰	大里町	〃	〃	〃	
四分川	四分川せぎ	国母五丁目	上小河原農事組合	秋山 貴司	400-0043 国母四丁目	
貢川	第一起伏せぎ	上石田一丁目	上石田(第一)農事組合	中澤 貴三男	400-0048 貢川本町	
貢川	第二起伏せぎ	上石田一丁目	高畑(北部)農事組合	塩澤 政幸	400-0042 高畑一丁目	

## ダム、水こう門管理者名簿 3-2

(令和5年度)

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
貢川	新田第二せぎ	新田町	下飯田第一農事組合	正治秀樹	400-0064 下飯田四丁目	
貢川	新田第一せぎ	新田町	新田農事組合	塩野孝春	400-0066 新田町	
貢川	十二代第二せぎ	貢川二丁目	下河原農事組合	花形満寛	400-0065 貢川二丁目	
湯川	鳥の木せぎ	湯村三丁目	湯村農事組合	渡邊光一	400-0073 湯村三丁目	
湯川	湯川せぎ	湯村温泉街	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目18-1	298-4836
流川	流川第一せぎ	大津町 〔苗間〕 〔刑務所西〕	大津(北)農事組合 大津(東)農事組合 大津(西)農事組合	伊藤弘 内海幸子 渡辺恭成	400-0055 大津町 400-0055 大津町 400-0055 大津町	
流川	流川第二せぎ	大里町	堀之内自治会 土木部長	上野和広 → 上下水道局 工務部 水道課		内線86-234
鎌田川	桜せぎ	宮原町	〃	〃	〃	
鎌田川	竜頭せぎ	大里町	窪中島自治会 土木部長	丸山順一 田中好男	400-0053 大里町 400-0053 大里町	
帯那川	丸山溜池	下帯那町	荒川沿岸用水利用組合	山梨県 耕地課 → 連絡不要	400-8501 丸の内一丁目6-1 副主幹 鷺尾久美子	
帯那川	昭和池	上帯那町	帯那土地改良区	(理事長) 末木正三 末木幹男	400-0081 上帯那町 400-0081 上帯那町	
帯那川	大正池	上帯那町	〃	(理事長) 末木正三 山本今朝文	400-0081 上帯那町 400-0081 上帯那町	
帯那川	仮宿溜池	下帯那町	〃	(理事長) 末木正三 竹川正一	400-0081 上帯那町 400-0082 下帯那町	
帯那川	荒井溜池	下帯那町	〃	(理事長) 末木正三 久保田久富	400-0081 上帯那町 400-0082 下帯那町	
相川支流	和田第三溜池	和田町	和田町貯水池管理組合	山村武敏 → 連絡不要 (別に連絡する)	400-0001 和田町	
相川	西耕地溜池	古府中町	西耕地溜池維持管理組合	数野忠雄	400-0014 古府中町	
相川	竜華池	古府中町	相川土地改良区	山村忠弘	400-0013 岩窪町	
相川	松木堀	屋形三丁目	〃	〃	〃	
相川	岩窪溜池	岩窪町	〃	〃	〃	
沼川	沼川逆水防止樋門 (荒川合流部)	国母二丁目	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目18-1	237-5842
小松田川	オギノ上下流	国母一丁目	下石田農事組合 ・土木部長	長田敦 大間茂	400-0043 国母一丁目 400-0043 国母一丁目	

## ダム・水こう門管理者名簿 3-3

(令和5年度)

河川名	名称	位置	管理団体	管理者名	住所	電話
芋沢川	城の越用水	上曾根町	城の越用水組合	下区自治会長 荒井智	400-1501 上曾根町	
芋沢川	久保田用水	上曾根町	久保田用水組合	〃	〃	
笛吹川	上曾根揚水機場	上曾根町	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目18-1 休止	298-4836
笛吹川	白井河原樋門	白井町	甲府市	〃	〃 休止	〃
境川	白井溜池	白井町	南耕地水利組合	川窪晃己	400-1502 白井町	
間門川	柏排水機場	下曾根町	甲府市	産業部 農政課	400-8585 丸の内一丁目18-1	298-4836
滝戸川	松本第一用水	下向山町	松本第一用水組合	松本自治会長 田中紀雄	400-1507 下向山町	
滝戸川	松本第二用水	下向山町	松本第二用水組合	〃	〃	
滝戸川	一の出用水	下曾根町	一の出用水組合	下曾根東自治会長 川口照明	400-1508 下曾根町	
下曾根川	下曾根西耕地樋門	中央市高部	甲府市	まちづくり部 道路河川課	400-8585 丸の内一丁目18-1	237-5842

別表第6表

## 水防倉庫一覧表

番号	名称	所在地 (地番)	延床面積(m <sup>2</sup> )	河川名	管理者	備考
1	長松寺水防倉庫	甲府市 飯田5丁目121-1地先	14.6	荒川	甲府市長	
2	中小河原水防倉庫	甲府市 中小河原2丁目765-9	38.9	〃	〃	
3	伊勢水防倉庫	甲府市 伊勢4丁目2088-15	23.4	〃	〃	
4	濁川水防倉庫	甲府市 酒折1丁目924-2地先	38.9	濁川	〃	
5	住吉水防倉庫	甲府市 住吉4丁目1744-5地先	15.6	〃	〃	
6	羽黒水防倉庫	甲府市 羽黒町175-2	38.9	湯川	〃	
7	城東水防倉庫	甲府市 城東5丁目423-1	10.6	高倉川	〃	
8	中道水防倉庫	甲府市 下向山町1523	61.9	滝戸川	〃	
9	上九一色水防倉庫	甲府市 古関町3427	67.9	芦川	〃	

## 水防資材・器材数量表

番号	名称	単位	数量	内 訳								
				長松寺 水防倉庫	濁川 水防倉庫	中小河原 水防倉庫	羽黒 水防倉庫	伊勢 水防倉庫	住吉 水防倉庫	城東 水防倉庫	中道 水防倉庫	上九一色 水防倉庫
1	ビニール袋	袋	4,500	200	2,000	600	600	400	200	0	200	300
2	砂入りビニール土 のう	袋	19,050	150	2,700	4,500	3,300	500	500	900	5,000	1,500
3	スコップ	丁	141	120	13	2	1	1	1	1	1	1
4	ツルハシ	丁	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
5	カッター	丁	5	1	1	0	1	0	0	1	0	1
6	ハンマー	丁	8	1	1	1	1	1	1	1	0	1
7	木づち	丁	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
8	一輪車	台	11	4	0	1	1	1	1	1	1	1
9	丸太	本	45	22	0	1	0	0	0	0	22	0
10	鉄くい	本	127	127	0	0	0	0	0	0	0	0
11	鉄線	kg	41	40	0	0	0	1	0	0	0	0
12	蛇籠	本	639	639	0	0	0	0	0	0	0	0
13	照明具	灯	10	1	1	1	1	2	1	1	1	1

別表第7表

## 異常気象時における道路通行規制区間及び基準

## 1 一般国道

路線名	管理事務所	(電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容
			区間	延長 (km)		
国道358号	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市梯町字割畑(梯PA)～ 甲府市右左口町字城越(甲府 精進湖線分岐)	5.7	連続雨量 150mm以上	土砂崩落 路肩欠壊 沢崩れ
国道358号	富士・東部建設事 務所 吉田支所 中北建設事務所	0555-24-9087 055-224-1667	南都留郡富士河口湖町精進字 卯当沢～甲府市古関町字平川 (古関PA)	5.9	連続雨量 150mm以上	土砂崩落 落石

## 2 主要地方道

路線名	管理事務所	(電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容
			区間	延長 (km)		
甲府昇仙峡線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市下帯那町河方 ～甲府市竹日向羅漢尻 (グリーンライン県営駐車場)	3.7	連続雨量 100mm以上	落石 土砂崩落
甲府昇仙峡線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市高成町(覚円隧道南) ～甲府市高成町(仙娥滝隧 道北)	0.9	連続雨量 100mm以上	〃
甲府山梨線	中北建設事務所 峡東建設事務所	055-224-1667 0553-20-2734	甲府市上積翠寺町洞(集落 上) ～山梨市切差字戸市	3.3	連続雨量 100mm以上	土砂崩落 路肩欠壊
笛吹市川 三郷線	峡東建設事務所 中北建設事務所	0553-20-2734 055-224-1667	笛吹市芦川町中芦川(芦川支 所前) ～甲府市古関町平川(芦川 大橋)	5.9	連続雨量 80mm以上	落石

## 3 一般県道

路線名	管理事務所	(電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容
			区間	延長 (km)		
天神平甲府線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市下帯那町(千代田湖) ～甲府市和田町(峠下)	2.5	連続雨量 150mm以上	落石 土砂崩落
川窪猪狩線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市川窪町(荒川大橋東 詰) ～甲府市猪狩町(新静観 橋)	3.1	連続雨量 80mm以上	〃
甲府精進湖線	中北建設事務所 富士・東部建設事 務所 吉田支所	055-224-1667 0555-24-9087	甲府市古関町平川(永泰橋) ～南都留郡富士河口湖町精 進(精進峠)	6.8	連続雨量 80mm以上	落石 路肩欠壊 土砂崩落
甲府精進湖線	中北建設事務所	055-224-1667	甲府市右左口町字宿(国道 358号分岐) ～甲府市梯町	8.3	連続雨量 40mm以上	路肩欠壊 土砂崩落 沢崩れ

別表第8表

## 雨量観測所一覧表

(1) 甲府市内にある県所管の雨量観測所

令和5年4月1日現在

番号	観測所名	観測場所	観測者	備考
1	中北建設事務所	甲府市貢川2丁目81番1	中北建設事務所	
2	梓川沢	甲府市上積翠寺字別府45番3	〃	
3	善光寺	甲府市善光寺町字板垣3275番6	〃	
4	右左口峠	甲府市梯町字日向山1186番1	〃	
5	沼川	甲府市高畑3丁目665番1	〃	
6	四分川	甲府市大里町字東耕地3131番5地先	〃	
7	間門川	甲府市下曾根町字一丁田1517番2	〃	
8	下曾根	甲府市下向山町字松本1987番1	〃	

(2) 甲府市所管の雨量観測計設置場所

番号	施設名	設置場所	観測者	電話番号
1	甲府地区消防本部	伊勢三丁目8-23	消防本部指令課員	(222) 1190

別表第9表

## 水位観測所一覧表

令和5年4月1日現在

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄 建設事務所	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断 (特別 警戒)	氾濫危険 (危険)	計画高 水位
1	相川	相川三之橋	飯田5丁目661番1地先	中北建設事務所	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
2	荒川	荒川	飯田5丁目657番1地先	〃	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
3	大円川	大円川	善光寺1丁目1253番1地先	〃	1.50	2.60	—	—	—
4	濁川	濁川	善光寺1丁目1253番1地先	〃	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
5	四分川	四分川	大里町3131番5地先	〃	0.80	1.30	—	—	—
6	沼川	沼川	高畑3丁目665番1	〃	0.80	1.40	—	—	—
7	鎌田川	鎌田川	中央市藤巻字東河原2863番	中北建設事務所	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
8	境川	境川橋	笛吹市境川町三柵字堀向715番地先	峡東建設事務所	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
9	滝戸川	下曾根	下向山町1987番1地先	中北建設事務所	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
10	渋川	渋川	白井町1477番	峡東建設事務所	1.40	2.40	—	—	—
11	間門川	間門	下曾根1527番2	中北建設事務所	0.60	1.00	—	—	—
12	貢川	貢川	貢川2丁目81番1地先	中北建設事務所	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90

(ダム関係)

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄 建設事務所	管理者
1	荒川	万年橋	平瀬字目黒	荒川ダム	山梨県
2	荒川	金石橋	甲斐市牛匂	〃	〃
3	荒川	二川橋	西下条	〃	〃

危機管理型（簡易型）水位計

番号	河川名	設置箇所	所管事務所
1	濁川	国玉町1088-1地先（国里橋）	中北建設事務所
2	〃	相生2丁目160番地先（三吉橋）	〃
3	流川	大津町1419-1地先（大津橋）	〃
4	湯川	湯村3丁目251-1地先（湯川橋）	〃
5	大円川	善光寺3丁目1913-6地先	〃
6	藤川	古府中町5070-3地先（不動橋）	〃
7	寺川	古関2703地先（本郷橋）	〃
8	濁川	西油川町315-3地先（西油川歩道橋）	〃
9	四分川	後屋町168-3地先（東河原橋）	〃
10	平等川	向町655-11地先（向橋）	〃
11	大円川	善光寺3丁目2419-2地先（大円四号橋）	〃
12	滝戸川	下曾根町3816-1地先（白山橋）	〃
13	藤川	城東1丁目99番地（琴平橋）	〃

簡易型河川監視カメラ

番号	河川名	設置箇所	所管事務所
1	荒川	山宮町482-1地先（金石橋）	中北建設事務所
2	〃	千塚4丁目3673-4地先（千松橋）	〃
3	〃	伊勢4丁目2311-1地先（新平和橋）	〃
4	〃	西下条町1333-1地先（新二川橋）	〃
5	相川	和田町2889-1地先（大橋）	〃
6	〃	宝1丁目271-3地先（相川一之橋）	〃
7	濁川	相生2丁目160番地先（市道春日本通り線）	〃
8	〃	善光寺1丁目1253-1地先（大円川橋）	〃
9	〃	西高橋町467-1地先（玉諸左岸排水機場）	〃
10	平等川	七沢町570-23地先（梅之木橋）	〃
11	滝戸川	中畑町515-1地先（滝川橋）	〃
12	〃	下曾根町3816-1地先（白山橋）	〃

別表第10表

(1) 富士川(釜無川を含む)洪水予報の発表形式イメージ



## 富士川（釜無川を含む）氾濫注意情報

富士川（釜無川を含む）洪水予報第2号  
洪水注意報（発表）  
令和 年 月 25 日 11 時 00 分

甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】富士川(釜無川を含む)では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主文)

**【警戒レベル2相当】**釜無川の船山橋水位観測所(韮崎市)では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

**【警戒レベル2相当】**富士川の清水端水位観測所(富士川町)では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

**【警戒レベル2相当】**富士川の南部水位観測所(南巨摩郡南部町)では、25日10時50分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分までの流域平均雨量の見込み
富士川流域	150ミリ	30ミリ

(水位)

富士川(釜無川を含む)の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		水防団 待機	レベル1 氾濫 注意	レベル2 避難 判断	レベル3 氾濫 危険	レベル4
	水位(m)						
船山橋 水位観測所 (韮崎市若尾新田)	25日10時50分の状況	XXX. X ↑	■■■■■	■■■■■			
	25日11時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日12時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日13時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
清水端 水位観測所 (富士川町清水端)	25日10時50分の状況	XXX. X ↑	■■■■■	■■■■■			
	25日11時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日12時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日13時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
南部 水位観測所 (南巨摩郡南部町内船)	25日10時50分の状況	XXX. X ↑	■■■■■	■■■■■			
	25日11時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日12時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			
	25日13時50分の予測	XXX. X	■■■■■	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

観測所名	船山橋水位観測所	清水端水位観測所	南部水位観測所
	韮崎市	富士川町	南巨摩郡南部町
レベル4水位 氾濫危険水位※	2.20	7.20	4.90
レベル3水位 避難判断水位※	2.00	6.50	4.20
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00	3.40	3.80
レベル1水位 水防団待機水位	1.50	3.00	2.50
受け待ち区間	釜無川 左岸 山梨県韮崎市から 笛吹川の合流点  右岸 山梨県韮崎市から 南アルプス市	富士川 左岸 山梨県西八代郡 市川三郷町から 南巨摩郡身延町  右岸 山梨県南巨摩郡 富士川町から 南巨摩郡身延町	富士川 左岸 山梨県南巨摩郡 身延町から海  右岸 山梨県南巨摩郡 身延町から海
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県韮崎市__、 山梨県甲斐市__、 山梨県南アルプス市__、 山梨県甲府市__、 山梨県中央市__、 山梨県中巨摩郡昭和町__、 山梨県西八代郡市川三郷町__、 山梨県南巨摩郡富士川町__	山梨県西八代郡市川三郷町__、 山梨県南巨摩郡富士川町__、 山梨県南巨摩郡身延町__	山梨県南巨摩郡身延町__、 山梨県南巨摩郡南部町__、 静岡県富士宮市__、 静岡県富士市__、 静岡県静岡市__

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記サイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/s/">http://i.river.go.jp/s/</a>

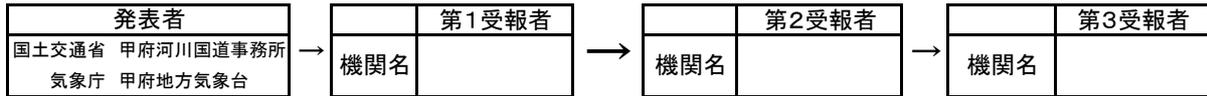
#### 問い合わせ先

水位関係:国土交通省 甲府河川国道事務所 調査第一課 電話:055-253-5683

気象関係:気象庁 甲府地方気象台 電話:055-222-2347

気象庁 静岡地方気象台 電話:054-286-3411

(2) 笛吹川洪水予報の発表形式イメージ



笛吹川氾濫注意情報

笛吹川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
令和 年 月 日25日11時00分  
甲府河川国道事務所 甲府地方气象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】** 笛吹川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

**【警戒レベル2相当】** 笛吹川の石和水位観測所(山梨県笛吹市石和町市部)では、25日、10時50分頃に「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に40ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分 までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分 までの流域平均雨量の見込み
笛吹川流域	100ミリ	30ミリ

(水位)

笛吹川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
石和 水位観測所 (笛吹市石和町市部)	25日10時50分の状況	2.05 ↑	■	■		
	25日11時50分の予測	2.40 ↑	■	■		
	25日12時50分の予測	2.70 ↑	■	■		
	25日13時50分の予測	2.80 ↑	■	■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	石和水位観測所		
	笛吹市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	3.30		
レベル3水位 避難判断水位※	2.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00		
レベル1水位 水防団待機水位	1.50		
受け待ち区間	笛吹川 左岸 山梨県山梨市から 釜無川の合流点  右岸 山梨県山梨市から 釜無川の合流点		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県山梨市__、 山梨県笛吹市__、 山梨県甲府市__、 山梨県中央市__、 山梨県西八代郡市川三郷町__		

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の  
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

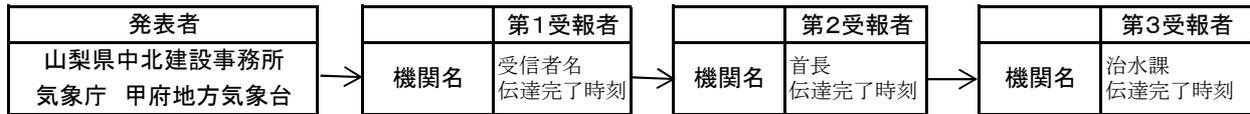
問い合わせ先

水位関係:国土交通省 甲府河川国道事務所 調査第一課 電話 055-253-5683

気象関係:気象庁 甲府地方気象台

電話 055-222-2347

(例)



**正** 発信者  
伝達完了時刻

### 荒川氾濫注意情報

荒川洪水予報第〇号  
洪水注意報(発表)  
令和 年 月 日 時 分  
山梨県中北建設事務所 甲府地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】**荒川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

**【警戒レベル2相当】**荒川の荒川水位観測所(甲府市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで〇〇時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量の見込み
荒川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

荒川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
荒川 水位観測所 (甲府市)	00日00時00分の状況	3.00 ↑	■■■■■			
	00日00時00分の予測	3.10 ↑	■■■■■	■		
	00日00時00分の予測	3.20 ↑	■■■■■	■■		
	00日00時00分の予測	3.30 ↑	■■■■■	■■■		
	00日00時00分の予測	3.20 -	■■■■■	■■■		
	00日00時00分の予測	3.10 -	■■■■■	■■■		
	00日00時00分の予測	2.90 -	■■■■■	■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m<sup>3</sup>/s))

観測所名	荒川 水位観測所 甲府市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.00		
レベル3水位 避難判断水位※	3.40		
レベル2水位 氾濫注意水位※	3.00		
レベル1水位 水防団待機水位	1.80		
受け待ち区間	左岸 甲府市飯田2丁目46番地先から 笛吹川合流点まで		
	右岸 甲府市下飯田1丁目476番-1 地先から笛吹川合流点まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山梨県甲府市__、 山梨県中央市__		

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は下記サイトからもご覧いただけます。

山梨県総合河川情報 気象庁ホームページ	パソコン及び携帯電話から
	<a href="http://www3.pref.yamanashi.jp/">http://www3.pref.yamanashi.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係:山梨県中北建設事務所

電話 055-224-1660

気象関係:気象庁 甲府地方气象台

電話 055-222-2347

## 水防警報(出動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
笛吹川	石和水位観測所	第2号

令和 年 05月11日 10時20分

国土交通省 甲府河川国道事務所

## 【現況】

笛吹川の石和水位観測所(笛吹市)の水位は、11日10時20分現在

笛吹川の石和水位観測所(笛吹市)の水位は、氾濫注意水位を超え、上昇しています。

## 【発表】

水防機関は出動してください。

基準水位観測所情報種別	待機	準備	出動	解除
石和			○	
桃林橋			○	
船山橋		○		
浅原橋		○		
清水端			○	
南部			○	
松岡			○	

## (参考)

笛吹川 石和水位観測所(笛吹市)

(受け持ち区間は

笛吹川 左岸：山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先から笛吹市境川町大坪地先、

右岸：山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先から甲府市白井河原地先

重川 左岸：山梨県山梨市大字一町田中地先から笛吹川合流点まで、

右岸：山梨県山梨市大字下石森地先から笛吹川合流点まで

日川 左岸：山梨県笛吹市一宮町大字田中地先から笛吹川合流点まで、

右岸：山梨県山梨市 大字一町田中地先から笛吹川合流点 まで)

問い合わせ先

国土交通省 甲府河川国道事務所 防災課 電話:055-253-5683

## (参考)

石和【山梨県笛吹市】

計画高水位 :4.14m

氾濫危険水位 :3.30m

避難判断水位 :2.90m

氾濫注意水位 :2.00m

水防団待機水位 :1.50m

## (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>	同左

別表第13表

あて先	水防管理団体( _____市長・町長)・ _____建設事務所・ 甲府河川国道事務所・ 山梨県水防本部		
発信機関	_____建設事務所_____支所	連絡番号	

# 水 防 警 報

種類	待機・準備・出動・情報・解除		
発表河川		基準水位観測所	
日時	令和 年 月 日 時 分		第 _____号
発表内容			
1	の雨量は、_____日 _____時までに _____mmです。		
2	現況	_____の水位は、_____日 _____時 _____分に	① 水防団待機水位(通報水位) ④ に達し ② 氾濫注意水位(警戒水位) ⑤ 越え ③ _____m ⑥ を下回り ました。
3	文	_____の水位は、	① 1時間に _____cm 程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1時間に _____cm 程度下降して います。
4	予想	_____の水位は、_____日 _____時 _____分に _____m程度と見込まれます。	
5	被災状況	_____地先の	① 堤防 ⑤ 漏水 ⑥ 亀裂 ⑦ 洗掘 ② 堤内地 ⑧ 法崩れ ⑨ 護岸破損 ③ 無堤地 ⑩ 破堤 ⑪ 越水 ⑫ 浸水 ④ _____ ⑬ _____ が発生 ⑭ する恐れがあります。 ⑮ しました。
6	発表	水防機関は	① 嚴重に警戒 ② 引き続き注意 してください。
7	発表	水防機関は	① 待機 ② 準備 ③ 出動 してください。
8	文	水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行って下さい。	
9		水防警報を解除します。	
10	特記		

機 関 名	発 信 者 名
中 北 建 設 事 務 所	課・氏名
中 北 建 設 事 務 所 峡 北 支 所	
峡 東 建 設 事 務 所	
峡 南 建 設 事 務 所	



機 関 名	受 信 者 名	確 認	確 認 時 刻
建設事務所	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
市・町・村	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分
甲 府 河 川 国 道 事 務 所	課・氏名	確認1	時 分
		確認2	時 分

機 関 名	受 信 者 名・時刻
水 治 防 水 本 部 課	氏名
	時 分



機 関 名
防 災 危 機 管 理 課

- FAX到達確認  
建設事務所の情報発信者は、水防警報発表内容及び発信者名を記入し、FAX送信後、電話にて受信側(市町村、建設事務所)へFAXの到達確認をして、受信者名及び伝達完了時刻を「確認1」に記録する。受信者側も同様に記録する。
- 首長までの伝達確認  
受信者(市町村)は、その情報を首長へ伝達し、伝達完了時刻を「確認2」に記録する。次に、その完了時刻を発信者(建設事務所)へ電話にて連絡する。建設事務所側も同様に首長伝達完了時刻を「確認2」に記録する。
- 甲府河川国道事務所・水防本部(治水課)への情報伝達  
建設事務所は、市町村への到達確認後速やかに、本用紙を甲府河川国道事務所・水防本部(治水課)へFAX送信する。送信後、電話にて到達確認し、受信者名及び伝達完了時刻を記録する。
- 水防本部(治水課)から防災局防災危機管理課への情報伝達  
水防本部(治水課)は、事務所からの情報到達後速やかに、本用紙を防災局防災危機管理課へ伝達する。

## 指定避難所 ※災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所

令和5年4月1日現在

ブロック	番号	地区名	名称	洪水	土砂災害	住所
東部	1	東	東小学校	2階	○	朝氣一丁目14-1
	2	里垣	里垣小学校	○	○	善光寺二丁目7-1
	3	里垣	東中学校	×	○	東光寺二丁目8-1
			かえで支援学校	○	×	東光寺二丁目25-1
	4	里垣	甲府東高等学校	2階	○	酒折一丁目17-1
	5	甲運	甲運小学校	2階	○	川田町65-2
	6	甲運	東部市民センター	○	○	和戸町955-1
	7	玉諸	玉諸小学校	2階	○	上阿原町491
	8	玉諸	山梨県自治会館	2階	○	蓬沢一丁目15-35
9	琢美	善誘館小学校	2階	○	朝氣一丁目2-52	
西部	10	穴切	甲府市役所西庁舎	×	○	宝二丁目8-19
	11	穴切	西中学校	2階	○	飯田五丁目13-1
	12	石田	石田小学校	2階	○	上石田三丁目6-31
	13	石田	南西中学校	2階	○	上石田四丁目10-8
	14	池田	池田小学校	2階	○	長松寺町7-1
	15	池田	甲府城西高等学校	2階	○	下飯田一丁目9-1
	16	池田	甲府西高等学校	2階	○	下飯田四丁目1-1
	17	新田	新田小学校	2階	○	新田町12-28
	18	貢川	富竹中学校	2階	○	富竹四丁目5-8
	19	貢川	貢川福祉センター	2階	○	徳行三丁目12-1
	20	貢川	貢川小学校	2階	○	貢川本町8-1
	21	池田	西部市民センター	2階	○	長松寺町12-30
南部	22	湯田	湯田小学校	2階	○	湯田一丁目8-1
	23	伊勢	伊勢小学校	2階	○	伊勢二丁目16-1
	24	住吉	南中学校	2階	○	湯田二丁目21-24
	25	国母	国母小学校	2階	○	国母四丁目1-10
	26	国母	南西部市民センター	2階	○	国母六丁目4-2
	27	大国	大国小学校	2階	○	後屋町150
	28	大国	上条中学校	2階	○	古上条町95
	29	山城	甲府商業高等学校	2階	○	上今井町300
	30	山城	甲府南高等学校	2階	○	中小河原町222

ブロック	番号	地区名	名 称	洪水	土砂災害	住 所
南部	31	山城	山城小学校	2階	○	上今井町474-2
	32	山城	環境センター管理棟	2階	○	上町601-4
	33	山城	南部市民センター	×	○	下今井町15
	34	大里	大里小学校	2階	○	大里町3785-2
	35	大里	城南中学校	×	○	大里町2590-1
	36	中道	中道南小学校	○	○	下向山町4366
	37	中道	中道北小学校	×	○	上曾根町3368-36
	38	中道	笛南中学校	×	○	下曾根町270
	39	中道	中道スポーツ広場体育館	○	○	下向山町946
	40	上九	上九一色出張所	○	○	古関町1158
北部	41	北新	北中学校	2階	○	大和町4-35
	42	北新	甲府第一高等学校	○	○	美咲二丁目13-44
	43	北新	北新小学校	○	○	北新一丁目5-1
	44	相川	相川小学校	○	○	古府中町1501
	45	羽黒	北東中学校	○	○	大手二丁目4-18
	46	千塚	千塚小学校	2階	○	千塚一丁目2-16
	47	千塚	北部市民センター	2階	○	湯村三丁目5-20
	48	羽黒	羽黒小学校	○	○	羽黒町527
	49	羽黒	山宮福祉センター	○	○	山宮町383-1
	50	羽黒	北西中学校	×	○	山宮町538
	51	千代田	千代田小学校	○	○	下帯那町3034-2
中央部	52	春日	舞鶴小学校	2階	○	丸の内二丁目35-5
	53	春日	中央部市民センター	2階	○	丸の内三丁目26-16
	54	富士川	富士川悠遊館	○	○	中央三丁目3-1
	55	朝日	朝日小学校	○	○	塩部一丁目4-1
	56	朝日	甲府工業高等学校	2階	○	塩部二丁目7-1
	57	新紺屋	新紺屋小学校	○	○	武田一丁目3-34
	58	新紺屋	北東部市民センター	○	○	武田三丁目1-6
	59	相生	甲府市役所南庁舎	2階	○	相生二丁目17-1
	60	相生	自治研修センター	×	○	相生一丁目9-7

## 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川		
1	ニチイケアセンター甲府南	増坪町266-11	○		○			○						
2	市立甲府病院	増坪町366	○	○	○			○						
3	愛の家グループホーム甲府増坪	増坪町338	○	○	○	○		○						
4	特別養護老人ホームロイヤルあかし	上町2473	○		○			○						
5	甲南立正保育園	下今井町707	○	○	○			○						
6	新生学園	上町350	○	○	○			○						
7	医療法人慶友会城東病院	城東4-13-15	○	○	○									
8	長田産婦人科クリニック	相生2-1-7	○	○	○									
9	学校法人澁谷学園琢美幼稚園	城東2-16-18	○	○	○									
10	デイサービス倅せ	城東4-2-23	○	○	○			○						
11	依田産科婦人科クリニック	城東2-16-6	○	○	○									
12	山梨英和カートメルこども園	上町1740	○	○				○						
13	学校法人相生幼稚園(放課後児童クラブも運営)	相生2-19-1	○	○										
14	グループホーム青沼	青沼2-23-1	○	○	○									
15	(社福) 秀愛福祉会こでまりこども園	相生1-8-10	○	○										
16	(社福) 恵優会	青葉町14-15	○	○										
17	(社福) ゆうゆうすみよし愛児園 (放課後児童クラブも運営)	住吉3-24-20	○					○						
18	学校法人岩田学園いづみ幼稚園	国母1-24-6	○						○				○	
19	医療法人笹本会おおくにいきいき通所介護	大里町5315	○						○					
20	医療法人笹本会おおくに通所リハビリテーション	古上条町446	○						○				○	
21	医療法人笹本会おおくに在宅ケアセンター	大里町5328	○						○					
22	学校法人永照寺幼稚園	高畑1-21-2	○						○				○	
23	医療法人笹本会グループホームおおくにの家	大里町5323	○						○					
24	グループホームおおさとの憩	大里町3375-1	○					○	○				○	
25	(社福) 伸芽保育園会伸芽こども園	高畑1-5-5	○						○					
26	(社福) 聖愛会なでしここども園	大里町2262-1	○						○				○	
27	(社福) 豊住福祉会りぼんデイサービスセンター	高畑2-8-2	○						○				○	
28	愛の家グループホーム甲府後屋	後屋町97-1	○						○				○	
29	甲府大里幼稚園	大里町4338	○						○				○	○
30	相生南幼稚園	国母2-4-29	○						○				○	
31	大鎌田保育園	大里町4530	○						○					○
32	大国デイサービスセンター	後屋町207	○						○				○	
33	(社福) 大里保育園	大里町2057-32	○						○				○	
34	藤井肛門科クリニック	上石田3-3-32	○						○				○	
35	介護老人福祉施設風林荘	宮原町1191	○					○	○					○
36	跡部医院	伊勢2-15-6	○											
37	(公財) 住吉偕成会住吉病院	住吉4-10-32	○											
38	(公財) 住吉偕成会ハピアすみよし	住吉4-11-5	○					○						
39	山梨立正光生園保育所	伊勢2-1-19	○											
40	山梨立正光生園テラ・ステージⅡ	伊勢2-8-2	○											
41	山梨立正光生園テラ・ステージⅢ(本部)	伊勢3-8-4	○											
42	(公財) 住吉偕成会ケアセンター	住吉4-10-32	○											
43	博愛幼稚園	住吉1-6-22	○											

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川												
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川			
44	友愛保育園	里吉4-8-25			○		○								
45	甲斐レスピット(障害児デイサービス事業所)びおーね	宝1-5-18	○	○											
46	デイサービスやすらぎの家	丸の内2-11-1	○	○	○										
47	ツクイ甲府中央	中央4-12-4	○	○	○										
48	甲府共立病院	宝1-9-1		○	○										
49	露木耳鼻咽喉科医院	中央4-9-2		○	○										
50	学校法人岩田学園みたま幼稚園	里吉1-3-7			○										
51	デイサービスセンターなかよし苑	宝1-4-33	○	○											
52	医療法人慈光会甲府城南病院	上町753-1			○		○								
53	医療法人社団篠原会甲府脳神経外科病院	酒折1-16-18			○		○								
54	春光園	増坪町681	○		○	○	○								
55	医療法人立史会今井整形外科医院	上阿原町1151				○	○								
56	くだま保育園	国玉町468-1				○	○								
57	医療法人恵信会恵信甲府病院	上阿原町338-1				○	○								
58	(医) 社団恒澄会産科婦人科清水クリニック	向町450-5				○	○								
59	(社福) 軽費老人ホームへいりん荘	向町568				○	○								
60	向徳舎	向町277				○	○								
61	甲府市玉諸福祉センター	向町568				○	○								
62	甲府市玉諸保育所	蓬沢町1247				○	○								
63	トリアス	国玉町951-1			○	○	○								
64	フルリール甲府	大津町1509-1	○				○	○					○	○	
65	快晴苑	大津町333	○				○	○					○	○	
66	(社福) めぐみ福祉会二川保育園	大津町1324					○	○					○	○	
67	(社福) かほるこども園	小瀬町274-3					○								
68	柏こども園	上曾根町258-1					○		○						
69	ニチイケアセンター甲府西	下飯田2-4-30	○					○							
70	南西保育会いきいきすこやかセンター	上石田4-10-16						○					○		
71	貢川進徳幼稚園	貢川1-7-22						○					○		
72	貢川幼稚園	徳行1-14-25						○					○		
73	学校法人甲府西幼稚園(放課後児童クラブも運営)	下飯田2-8-15						○					○		
74	和のデイサービスあさかわ	上石田4-18-6	○					○					○		
75	菜の花こども園	徳行5-12-12						○					○		
76	ホープハウス	貢川本町8-32	○					○					○		
77	和成こども園(放課後児童クラブも運営)	徳行1-1-1						○					○		
78	梶山クリニック	徳行1-3-20						○					○		
79	甲府ケアセンターそよ風	富竹3-3-5	○					○					○		
80	甲府市貢川福祉センター	徳行3-12-1	○				○	○					○		
81	医療法人小宮山会貢川整形外科病院	新田町10-26						○					○		
82	国母保育園	国母7-2-4						○							
83	茅工房	貢川1-2-23	○					○					○		
84	心身障害者通所授産施設ホープステーション	富竹1-12-11						○					○		
85	南西保育園(放課後児童クラブも運営)	下石田2-10-17						○					○		
86	梅香学園	国母5-16-28						○					○		
87	恵信ヴィレッタ甲府	下飯田2-2-30	○					○							

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川																	
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川								
88	コスモ・アビターレ	相生1-2-3	○	○	○															
89	(社福)豊住福祉会ファインデイサービスセンター	国母3-4-22								○										
90	総合在宅支援センターひかり	上町753-1			○			○												
91	山梨立正光正園テラ・ステージⅣ	伊勢3-8-8	○					○												
92	山梨立正光正園テラ・ステージⅤ	伊勢3-8-8	○																	
93	ちびっこはうす保育園	上町1246-3	○	○	○			○												
94	つくし保育園	朝日2-3-15		○																
95	サテライト特養尚古園	中央1-16-2	○	○	○															
96	小瀬公園あかし	小瀬町612	○		○			○												
97	特別養護老人ホームオアゾSやましろ	上町916-2			○			○												
98	地域密着型介護老人福祉施設フォーリーブス甲府	東下条町107	○		○	○	○	○												
99	地域密着型介護老人福祉施設パティオ蓬沢	蓬沢1-7-35	○	○	○	○	○	○												
100	グループホームあかし	上町2473	○	○	○	○	○	○												
101	グループホームドリーム	川田町367-1					○													
102	グループホーム花みずき	上阿原町526-1					○	○												
103	グループホーム飯田	飯田3-5-3	○	○																
104	グループホームふるかみの家	古上条町424-5	○						○										○	
105	愛の家グループホーム甲府住吉	住吉本町1398-1	○			○	○	○												
106	ジリツアカデミー	宮原町94-1	○						○											
107	公益財団法人住吉偕成会すみよし作業センター	住吉4-10-32	○						○											
108	絆	国母4-21-2	○						○										○	
109	就労支援事業所かしのみ	宝1-29-9	○	○																
110	やさしい手甲府東事業所	酒折1-20-23				○			○											
111	デイサービスセンター「笑くぼ」	住吉3-21-16	○						○											
112	ケアホーム・オリーブ第1(増坪)	増坪町80-1	○			○			○											
113	ケアホーム・オリーブ第2(古上条)	古上条町398-10	○							○										
114	すみれ荘	住吉4-7-22	○																	
115	さくら荘	住吉4-19-1	○																	
116	ひまわり荘	住吉3-13-12	○																	
117	いずみ園	宝1-19-6	○	○																
118	甲府みなみ幼稚園	蓬沢町1213				○	○	○												
119	社会福祉法人 たんぽぽ康洋会	湯田1-12-13	○	○																
120	山梨県立甲府支援学校	下飯田2-10-3								○										
121	(社福)山梨樫の会あいむ	下飯田2-5-5								○										
122	湯田小学校	湯田1-8-1	○	○																
123	伊勢小学校	伊勢2-16-1	○																	
124	国母小学校	国母4-1-10	○							○									○	
125	貢川小学校	貢川本町8-1		○						○									○	
126	玉諸小学校	上阿原町491					○	○												
127	山城小学校	上今井町474-2	○						○											
128	大里小学校	大里町3785-2	○							○									○	
129	東小学校	朝気1-14-1	○	○																
130	石田小学校	上石田3-6-31	○							○									○	
131	新田小学校	新田町12-28								○									○	

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川										
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川	
132	大国小学校	後屋町150	○						○			○	
133	舞鶴小学校	丸の内2-35-5		○									
134	中道北小学校	上曾根町3368-36					○		○	○			
135	善誘館小学校	朝気1-2-52	○	○	○								
136	南中学校	湯田2-21-24	○										
137	南西中学校	上石田4-10-8	○					○				○	
138	富竹中学校	富竹4-5-8						○				○	
139	城南中学校	大里町2590-1	○					○				○	
140	上条中学校	古上条町95	○					○					
141	笹南中学校	下曾根町270					○		○	○			
142	駿台甲府小学校	上今井町884-1	○		○		○						
143	山梨学院大学附属小学校	酒折1-11-1					○						
144	甲府市立甲府商業高等学校	上今井町300	○				○						
145	山梨県立甲府西高等学校	下飯田4-1-1						○				○	
146	山梨県立甲府南高等学校	中小河原町222	○										
147	山梨県立甲府東高等学校	酒折1-17-1			○		○						
148	山梨県立中央高等学校	飯田5-6-23	○										
149	甲斐清和高等学校	青沼3-10-1	○	○									
150	グループホームわがや	若松町6-35	○	○	○								
151	グループホーム青葉町日和	青葉町14-15	○	○			○						
152	やさしい手甲府西茶論	上石田1-7-14	○					○				○	
153	しあわせホーム甲府	城東3-7-11	○	○	○								
154	古上条認知症対応型通所介護	古上条町424-5	○					○				○	
155	風林荘グループホーム	宮原町1191	○				○	○					○
156	小規模多機能ホームわかまつ	若松町6-35	○	○	○								
157	なかみちの里	上曾根町2395							○	○			
158	快晴苑指定短期入所生活介護事業所	大津町333	○				○	○				○	○
159	デイサービス元気くらぶ	国玉町754-5			○	○	○						
160	あけぼのデイサービスセンター	堀之内町8-1	○				○	○					
161	デイサービスほのか	小瀬町573-2	○		○		○						
162	なでしこの家	上今井町659-3	○				○						
163	ハートデイサービス後屋	後屋町416-1	○					○				○	
164	NPO法人デイサービスかんむら	上町177-1	○		○		○						
165	デイサービスソレアード	貢川2-8-11	○					○				○	
166	デイサービスあやめ	中小河原町507-12	○										
167	デイサービスあっとほーむ1号館	住吉4-20-15	○				○						
168	憩いホーム緑町デイサービス	若松町4-15	○	○	○								
169	デイサービスやまぼうし	住吉4-23-6	○				○						
170	ハートデイサービス大国	後屋町40-1	○					○				○	
171	デイサービスセンタークリーム	德行1-3-22	○					○				○	
172	デイサービスあづまや	和田町755-2		○									
173	あかしJOYデイサービス	住吉本町1407	○		○		○						
174	郁の家甲府小瀬	小瀬町379-1	○		○		○						
175	オアゾSやましろデイサービスセンター	上町916-2			○		○						

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川												
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川			
176	ひろデイサービスなかこ	中小河原1-9-7	○												
177	ほっとるーむk	国母2-8-2	○							○				○	
178	デイサービスセンター輝	下石田2-7-10	○							○				○	
179	デイサービスセンターフォーリーブス甲府	東下条町107	○		○	○	○								
180	リハビリスタジオあさかわ	上石田4-1-18 一瀬グラウンドパレ								○				○	
181	デイサービスあっとほーむ2号館	住吉4-20-15	○					○							
182	通所介護「庵雅楽」	中小河原町1608-1	○												
183	デイサービスセンター「すみよし」	住吉5-21-1	○					○							
184	みつばやあんき	宝2-17-8	○	○											
185	あいケアデイサービスすみよし	住吉5-7-1	○					○							
186	だんらんの家甲府大里	大里町1756-5	○					○	○					○	
187	特別養護老人ホームみんなの家青沼	青沼2-22-14	○	○	○										
188	グループホームめだかの学校・高畑	高畑2-16-11	○						○					○	
189	甲府市中央部幼児教育センター	上石田3-6-31	○						○					○	
190	甲府共立病院あたご保育園	宝1-8-17		○	○										
191	貢川整形外科病院託児所	新田町10-26							○					○	
192	ヤクルト甲府南保育所	上町1311-1	○	○	○			○							
193	市立甲府病院院内保育所	増坪町264	○	○	○			○							
194	アメリカンスクールイン甲府	中小河原町156-25	○												
195	株式会社中沢薬局託児所	東下条町93-1	○		○			○							
196	ケントスインターナショナルプリスクール	大里町3558	○						○					○	
197	ベビールームうちだ	伊勢4-36-5	○												
198	湯田小放課後児童クラブ	湯田1-8-1	○	○											
199	伊勢小放課後児童クラブ	伊勢2-16-1	○												
200	国母小放課後児童クラブ	国母4-1-10	○						○					○	
201	貢川小放課後児童クラブ	貢川本町8-1							○					○	
202	玉諸小放課後児童クラブ	上阿原町491					○	○							
203	山城小放課後児童クラブ	上今井町474-2	○					○							
204	大里小放課後児童クラブ	大里町3785-2	○						○					○	
205	東小放課後児童クラブ	朝気1-14-1	○												
206	石田小放課後児童クラブ	上石田3-6-31	○						○					○	
207	新田小放課後児童クラブ	新田町12-28							○					○	
208	大国小放課後児童クラブ	後屋町150	○						○					○	
209	舞鶴小放課後児童クラブ	丸の内2-35-5		○											
210	中道北児童館	上曾根町1890-1						○		○	○				
211	中道北小放課後児童クラブ	上曾根町1890-1						○		○	○				
212	朝気児童館（善誘館小の放課後児童クラブとしても利用）	朝気1-2-55	○	○	○										
213	善誘館小放課後児童クラブ（朝気児童館としても利用）	朝気1-2-55	○	○	○										
214	朝日小学校	塩部1-4-1		○											
215	千塚小学校	千塚1-2-16	○												
216	池田小学校	長松寺町7-1	○												
217	甲運小学校	川田町65-2					○								
218	西中学校	飯田5-13-1	○	○					○						
219	北中学校	大和町4-35		○											

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川																	
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川								
220	北西中学校	山宮町538	○																	
221	相川保育園 (放課後児童クラブも運営)	小松町316		○																
222	和泉愛児園 (放課後児童クラブも運営)	湯村3-12-13	○																	
223	白百合保育園	千塚3-1-40	○																	
224	なかむら保育園	緑が丘2-10-5		○																
225	進徳幼稚園	湯村2-4-35	○																	
226	塩部幼稚園	塩部4-6-5		○																
227	朝日幼稚園	塩部1-1-6	○	○																
228	すみれ保育園 (放課後児童クラブも運営)	塩部4-4-1	○	○																
229	甲府あら川保育園	池田1-10-30	○																	
230	池田保育園	池田3-5-26	○																	
231	池田くるみの木こども園	金竹町5-17	○																	
232	ファミリードゥフラル保育園	飯田4-2-19	○																	
233	甲運第一保育所	川田町121				○														
234	慶明幼稚園	朝日3-8-38		○																
235	城北幼稚園	湯村3-4-5	○																	
236	千塚小放課後児童クラブ	千塚1-2-16	○																	
237	朝日小放課後児童クラブ	塩部1-4-1		○																
238	池田小放課後児童クラブ	長松寺町12-30	○																○	
239	甲運小放課後児童クラブ	川田町137					○													
240	里吉団地放課後児童クラブ	里吉2-8			○	○														
241	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院	富士見1-1-1	○	○																
242	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	朝日3-11-16		○																
243	医療法人山角会山角病院	美咲1-6-10		○																
244	医療法人八香会湯村温泉病院	湯村3-3-4	○																	
245	土屋眼科医院	伊勢1-3-9	○																	
246	順聖クリニック	湯村1-5-19	○	○																
247	葉袋レディースクリニック	飯田2-3-9	○	○																
248	甲府刑務所医務課診療所	堀之内町500	○					○	○									○	○	
249	ココット	美咲1-8-5	○	○																
250	サポートプラザ山の手	美咲1-8-5	○	○																
251	わかぎりホーム	富士見1-20-15	○																	
252	アプリコ甲府	富士見1-3-25	○																	
253	ときめきスイーツクラウド	丸の内2-12-15甲和ビル1F	○	○																
254	self-A・わごころ甲府	丸の内2-32-5 ラ・レジダンス ・ド・グロワール101	○	○																
255	(一社) はーとtoはーと多機能型 重症児デイサービス笑む	中央4-1-9	○	○																
256	山梨YMCAぽかぽか教室&きらきら教室	中央5-4-11	○	○															○	
257	就労支援事業所かしのみNeo	宝1-22-2	○	○																
258	ゆうき工房	飯田1-3-19	○	○																
259	かぐらきっず	飯田4-4-4	○	○																
260	障がい福祉サービスセンターあすなろ工房	上石田4-5-18	○						○										○	
261	やさしい手甲府西事業所	上石田1-7-14	○						○										○	
262	POCCOかみいしだ	上石田4-8-34	○						○										○	
263	こっとな	高畑1-16-8	○						○											

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川												
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川			
264	コベルプラス甲府教室	国母8-31-9	○						○						
265	放課後等デイサービス結い	甲府市住吉5-3-27	○						○						
266	放課後等デイサービスキッズ大国 (ワークハウス大国)	後屋町330-1	○						○				○		
267	放課後等デイサービスてら・こや	後屋町687-1	○						○						
268	SAKURA山梨センター	徳行2-5-13KAIスクウェア	○						○				○		
269	リッツ・カンパニー	徳行5-10-40	○						○				○		
270	self-A・こころと甲府	貢川本町9-81F	○						○				○		
271	ホープステーション・ジョイ	富竹1-11-10	○						○				○		
272	ホープステーション・ジョブ	富竹1-12-2	○						○				○		
273	ジリツアカデミージュニア	大里町932-1	○						○				○	○	
274	青い鳥成人寮	下飯田2-10-1	○						○						
275	青い鳥ケアホーム	下飯田1-10-24	○						○						
276	MARIKO寮	下飯田1-11-6	○						○						
277	児童発達支援センターかしのみ学園	下飯田2-5-12	○						○						
278	児童発達支援事業所かしのみ	下飯田2-5-12	○						○						
279	和告学園	中村町10-22	○						○				○		
280	障害福祉サービス事業所ちっぺん	湯村3-1-31	○												
281	ホワイトツリー	千塚5-8-6	○												
282	どれみ	川田町933-35				○	○								
283	虹の色	向町284-8				○	○								
284	こども発達支援センター コスモ・アンシアnobi-nobi	上阿原町548-1				○	○								
285	すみれ	里吉1-6-23	○				○								
286	NPO法人デイサービスかんむら (共生型)	上町871-1			○		○								
287	デイサービスあかし	上町177-1	○		○		○								
288	障害者支援施設きぼうの家	西油川町117-1	○		○		○								
289	障害福祉サービス事業所きぼうの家	西油川町117-1	○		○		○								
290	放課後等デイサービスあおば	東下条町121-5	○		○		○								
291	(公財) 住吉偕成会さつき荘	住吉4-11-5	○				○								
292	発達支援教室ライフ	住吉3-8-7	○				○								
293	わんはーと	住吉4-13-28	○				○								
294	あんど遊Kid'sあいおい	相生3-6-17	○		○										
295	ひかりハウス	城東1-16-24	○	○	○										
296	運動学習支援教室 StepUpBrainimprovementペアーレ校	南口町1-40 文化センターペアーレ山梨2階	○												
297	POCCO音の泉こうふ	南口町1-40	○												
298	なかよしクラブ「ちーず」	青沼3-8-11	○												
299	児童発達支援事業所結い	上曾根町208-1					○		○	○					
300	医療法人慶友会城東病院介護医療院	城東4-13-15	○	○	○										
301	特別養護老人ホーム和久園	中村町11-18	○						○				○		
302	桜井寮	桜井町558				○									
303	特別養護老人ホーム清栄なでしこ荘	横根町554				○									
304	特別養護老人ホームソレイユ甲府	西高橋町277			○	○	○								
305	介護老人保健施設甲府かわせみ苑	横根町554				○									
306	介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター	住吉5-24-14	○				○								
307	介護老人保健施設NAC湯村	湯村3-15-13	○												

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川											
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川		
308	春光園指定短期入所生活介護事業所	増坪町681	○		○	○	○							
309	短期入所生活介護和久園	中村町11-18	○						○				○	
310	桜井寮ショートステイセンター	桜井町558				○								
311	トリアス短期入所生活介護事業所	国玉町951-1			○	○	○							
312	アルファケア南甲府介護施設	南口町2-7	○	○										
313	短期入所生活介護事業所清栄なでしこ荘	横根町554				○								
314	ショートステイあかし	上町2473	○					○						
315	アルファケア北甲府介護施設	山宮町703-1	○											
316	ショートステイたから	宝1-4-16	○	○										
317	サテライト特養尚古園短期入所生活介護事業所	中央1-16-2	○	○										
318	ショートステイ志麻の郷・湯村	湯村3-11-10	○											
319	東甲府ケアセンター「ひばり」	川田町40-2					○							
320	恵信甲府ケアセンター	上阿原町398					○							
321	ケア・コスモス	増坪町457-1	○	○	○	○	○	○						
322	指定短期入所生活介護事業所コスモ・アンシア	相生3-3-14	○	○										
323	ショート&デイサービスセンター桜森荘	上石田1-3-14	○						○				○	
324	憩いホーム緑町ショート	若松町4-15	○	○	○									
325	指定短期入所生活介護事業所コスモ・アルポーレ	相生3-2-1	○	○	○									
326	南甲府ケアセンターそよ風	住吉3-27-7	○	○	○	○	○							
327	アルファケア西甲府介護施設	富竹1-3-10	○						○				○	
328	ショートステイ小瀬公園あかし	小瀬町612	○		○			○						
329	パティオ蓬沢ショートステイ	蓬沢1-7-35	○	○	○	○	○							
330	ショートステイソレイユ甲府	西高橋町277			○	○	○							
331	特別養護老人ホーム和楽WARAKU	大和町3-6		○										
332	ショートステイわかやなぎ池田	池田3-8-8	○											
333	ショートステイみんなの家青沼	青沼2-22-14	○	○	○									
334	ショートステイ風林荘別館	宮原町1227-1	○					○	○					○
335	甲府城南ケアセンター	上曽根町185						○		○	○			
336	ショートステイ増坪東	増坪町327-1	○	○	○	○	○							
337	ひかり通所リハビリテーション事業所	上町753-1				○		○						
338	今井整形外科医院通所リハビリテーション事業所	上阿原町1151				○	○	○						
339	望月整形外科クリニックデイ・ケアセンター	塩部4-16-2		○										
340	通所リハビリテーションかぞく	上阿原町487-1				○	○	○						
341	通所リハビリテーションこくぼ	国母1-15-12	○						○				○	
342	医療法人慶友会城東病院通所リハビリテーション	城東4-13-15	○	○	○									
343	湯村温泉病院指定通所リハビリテーション事業所	湯村3-3-4	○											
344	デイサービスセンター和永荘	中村町11-18	○						○				○	
345	トリアスデイサービスセンター	国玉町951-1				○	○	○						
346	医療法人笹本会おおさと通所介護	大里町5328	○						○					
347	デイサービスセンターたから	宝1-4-16	○	○										
348	青葉町デイサービスセンター	青葉町14-15	○	○				○						
349	ケアパートナー甲府	德行5-12-21							○				○	
350	デイサービスセンターにじの家	湯村3-19-50	○											
351	在宅福祉エ. ビーナ	国母6-6-13	○						○				○	

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川												
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川			
352	通所介護「歳深み」	中小河原町1608-1	○												
353	あおぞらの里甲府デイサービスセンター	荒川1-3-25	○												
354	ハートデイサービス緑ヶ丘	塩部3-15-13		○											
355	ツクイ甲府国母	国母8-21-25	○						○						
356	フォレスト小瀬デイサービスセンター	上町1211-2	○	○	○	○	○								
357	ポシブル甲府	富士見2-10-2	○												
358	ケアフリー朝気	朝気2-1-29	○	○	○		○								
359	デイサービスセンターブルーアース大里	大里町1256-1	○					○							
360	あおぞらの里甲府南デイサービスセンター	国母5-10-27	○					○				○			
361	ケアステーションあさひ甲府	中小河原町341-1	○					○							
362	デイサービスセンター下小河原3丁目	下小河原町293	○					○							
363	デイサービスセンターつくし（ソレイユ併設）	西高橋町277			○	○	○								
364	デイサービスわかやなぎ池田（介護予防）	池田3-8-8	○												
365	短時間型と夜型のデイサービスワンライフ	飯田3-5-3	○	○											
366	デイサロンモア山の手	千塚3-1-32	○												
367	デイサービス和の里国母	国母3-9-7	○					○						○	
368	デイサービス昴	徳行5-12-52						○						○	
369	デイサービスゴールドエイジ山宮	山宮町5001-10	○												
370	デイサービスセンター常和	中村町4-12	○											○	
371	なかこの家	中小河原町92-2	○					○							
372	介護付有料老人ホームおおさとの憩	大里町3375-10	○					○	○					○	
373	小規模多機能型居宅介護青葉町湯らり	青葉町14-15	○	○				○							
374	やさしい手甲府小瀬事業所けやきの森茶論	上町339-2	○			○		○							
375	特別養護老人ホーム志麻の郷・湯村	湯村3-11-10	○												
376	特別養護老人ホームわかやなぎ	池田1-1-1	○	○											
377	特別養護老人ホームいけだの里	下飯田1-2-17	○					○							
378	わかばデイサービスセンター	古上条町163-1	○												
379	合同会社デイサービスさくら	湯村3-20-11	○												
380	デイサービス笑福亭	飯田4-4-4	○	○											
381	デイサービスセンターレモンハート	千塚3-9-3 ルネマン ション千塚103号室	○												
382	リハビリスタジオあさかわ湯村スタジオ	千塚1-9-8	○												
383	デイサービス本舗花	新田町8-31	○					○							
384	レコードブック甲府貢川	貢川本町4-26 ビブレ21	○					○						○	
385	デイサービスあっとほーむ甲府伊勢	伊勢3-5-10	○												
386	デイサービスPeakAssistance甲府丸の内	丸の内2-35-9 丸の内スクエア1F	○	○											
387	フィットネスデイサービスにこにこ	上今井町763-3	○					○							
388	リハビリ型デイサービス森の子	宝2-22-6	○	○											
389	甲州デイサービスセンターきぼう甲府西事業所	池田1-10-11	○												
390	ラ・ナシカこうふ	荒川1-3-26	○												
391	グループホームわかば	古上条町163-1	○					○							
392	グループホームめだかの学校・湯村	湯村3-11-10	○												
393	グループホームめだかの学校・千塚公園西	千塚3-9-31	○												
394	やさしい手グループホームこうふ西	上石田1-8-23	○					○						○	
395	デイサービスあかしNT	上町2473	○	○	○	○	○								

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川																	
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川								
396	コスモ・アンシア	相生3-3-14	○	○																
397	まいほーむいけだ	下飯田1-2-18	○							○										
398	あおぞらハウス大里	大里町1256-1	○							○										
399	住宅型有料老人ホームカーサアルファ	山宮町703-1	○																	
400	住宅型有料老人ホームケアフリーテラス	朝気2-1-29	○	○	○															
401	サービス付き高齢者向け住宅コスモ・アンシア	相生3-3-14	○	○																
402	ハレアルファ	富竹1-3-10	○							○									○	
403	テラスしおべ梨の木	塩部3-16-18		○																
404	ハートホーム大国	後屋町40-1	○							○									○	
405	サービス付き高齢者向け住宅昂	德行5-12-52	○							○									○	
406	あかしJOYサービス付き高齢者向け住宅	住吉本町1407	○							○										
407	ふるさとホーム甲府	中小河原341-1	○							○										
408	サービス付高齢者住宅志庵	下石田2-7-10	○							○									○	
409	グットハウス「すみよし」	住吉5-21-1	○							○										
410	ゴールドエイジ中小河原	中小河原町1584-1	○																	
411	サービス付き高齢者向け住宅奏	上石田3-19-23	○							○									○	
412	サービス付き高齢者向け住宅わかば	古上条町148								○										
413	春風寮	桜井町558						○												
414	和告寮	中村町4-12	○																○	
415	グレープハウス	桜井町610						○												
416	ファイン	国母3-4-22	○							○										
417	甲府市相生福祉センター	相生2-17-1	○	○																
418	駿台甲府中学校	塩部2-8-1	○	○																
419	駿台甲府高等学校	塩部2-8-1	○	○																
420	駿台甲府高等学校今井校舎	上今井町1279-1								○										
421	富士見支援学校	富士見1-1-1	○			○			○											
422	医療法人笹本会笹本整形外科	古上条町446	○																○	
423	山梨学院幼稚園子育て支援センター	酒折2-8-1								○										
424	住宅型有料老人ホームフォーリーブス甲府	東下条町107	○			○	○	○												
425	デイサービスセンター奏楽上阿原	上阿原町1055-1							○											
426	デイサービスリハビリテーションこね千塚	千塚3-1-43	○																	
427	地域密着型通所介護みっちゃん家	中町145-1	○			○	○	○												
428	リハビリスタジオあさかわ貢川スタジオ	貢川本町1-6	○							○									○	
429	愛の家デイサービス甲府増坪	増坪町338	○	○	○	○	○													
430	デイサービスセンター郷	国母8-8-6	○							○										
431	愛の家デイサービス甲府住吉	住吉本町1398-1	○			○	○	○												
432	甲州デイサービスセンターきぼう甲府南事業所	高畑1-22-14	○							○									○	
433	愛の家グループホーム甲府朝気	朝気3-9-16	○	○																
434	小規模多機能型居宅介護フォーリーブス甲府	東下条町107	○			○	○	○												
435	特別養護老人ホームやすらぎの郷・舞鶴	宝2-18-3	○	○																
436	アプリコ国玉	国玉町976-2				○	○	○												
437	発達支援教室ライフぶらす	朝気3-14-20	○	○																
438	放課後等デイサービスハッピーハグ	国母3-11-23	○							○									○	
439	ツクイ甲府下飯田	下飯田2-12-17	○																	

番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川																	
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川								
440	甲府工業高校	塩部2-7-1	○	○																
441	甲府城西高校	下飯田1-9-1	○																	
442	盲学校	下飯田2-10-2	○																	
443	特別支援学校うぐいすの杜学園	住吉2-1-17	○																	
444	東海大学付属甲府高等学校	金竹町1-1	○																	
445	池田幼稚園	新田町6-6	○																○	
446	風林荘デイサービス	宮原町1191	○							○	○									○
447	エスペランサ	西高橋町328-1				○				○										
448	甲府マスカット保育園	丸の内3-24-10	○	○																
449	医療法人笹本会おおくにクリニック	大里町5125	○								○									
450	グレイスロード	幸町9-23 山梨回復支援センタービル1階	○																	
451	タケダ・イングリッシュスクール	緑が丘2-13-35-101		○																
452	山梨県立中央病院託児所	富士見1-7-30	○																	
453	ヤクルト会社保育所	下飯田1-3-2	○																	
454	てくてく保育園	大里町5285	○								○									
455	つくしんぼ保育園	中央5-5-12	○	○	○															
456	ニチイキッズとくぎょう保育園	徳行2-1-7	○								○								○	
457	クレイシュ保育園	南口町2-7 アルファケア南甲府介護施設内	○	○																
458	アンサーキッズ	丸の内2-30-51F	○	○																
459	アソビスイッチ市場保育園	国母6-6-8	○								○								○	
460	かいkids	大里町2053-3	○								○								○	
461	なないろ保育園	向町290-3					○	○												
462	ひだまりこども園	住吉3-3-26	○	○						○										
463	ピッコリーノ保育園	宮原町605									○								○	○
464	ふれんどぱーくKOFU	中小河原1-14-18	○																	
465	風のさと	国玉町1153				○	○	○												
466	奏楽甲府東	上阿原町971-7					○													
467	就労移行支援事業所コリード甲府	国母7-5-17 サンライン甲府ビル 5階									○									
468	三宝の杜こうふ	徳行5-13-22									○									
469	やさしい手しょうがい福祉サポート甲府	上石田1-8-16	○								○								○	
470	障害者グループホーム彦星	国母5-3-35	○								○								○	
471	YADOKARI	下飯田1-11-6	○																	
472	わおん甲府城東G	城東4-7-6	○																	
473	わおん甲府湯田L	湯田1-1-18	○	○																
474	カーサフェリス	西高橋町328-4				○	○	○												
475	こっとなホーム	高畑1-17-6	○								○									
476	指定特定相談支援事業所あいてらす	伊勢4-21-1清水ビル	○																	
477	多機能型重症児支援ルームかしのみ	下飯田2-5-12	○								○									
478	多機能型重症児デイサービス笑むⅡ	中央4-3-14	○	○	○															
479	SORAFIT	上阿原町416-1 MPイーストビル1階					○	○												
480	特別養護老人ホームらくえんリニア甲府	高室町573	○								○	○								○
481	愛の家デイサービス甲府後屋	後屋町97-1	○								○								○	
482	デイサービスセンター奏	上石田3-19-23	○								○								○	
483	ツクイ甲府富士見グループホーム	富士見2-2-26	○																	

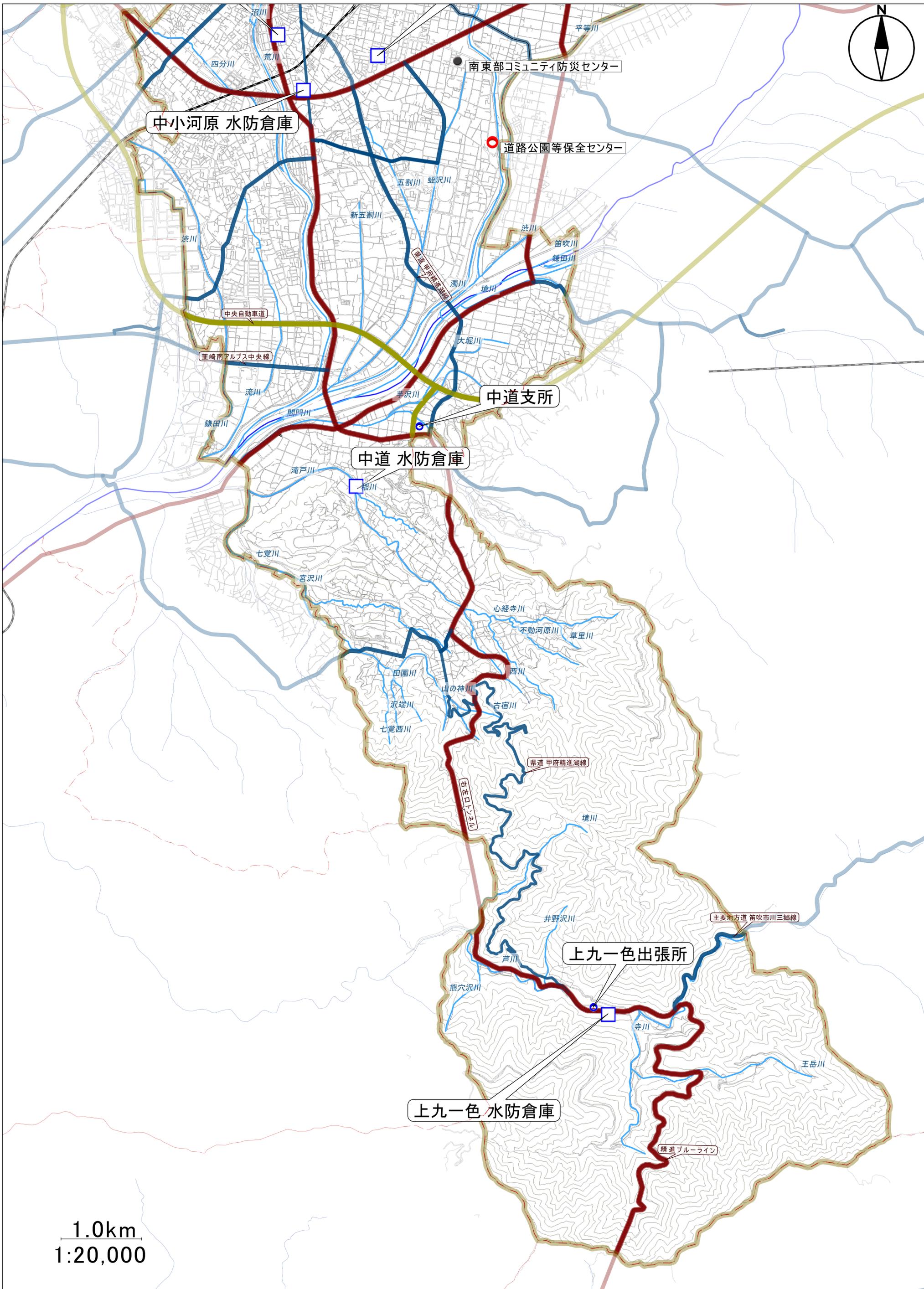
番号	施設名	所在地	浸水想定区域指定河川												
			荒川	相川	濁川	平等川	笛吹川	富士川	滝戸川	境川	貢川	鎌田川			
484	ソーシャルデイひと花	城東5-10-11	○		○			○							
485	発達支援教室ライフピース	増坪町142-1	○	○	○	○	○								
486	かすが通り保育園	中央1丁目12-5 五光ビル1C	○	○											
487	光風寮	中村町4-1	○										○		
488	あいぐらん保育園甲府飯田	下飯田2-2-1	○												
489	こでまり放課後児童クラブ	丸の内3-24-10	○	○											
490	コスモ保育園	相生3-2-1	○	○	○										
491	城南団地放課後児童クラブ	大里町3252-1	○					○	○					○	
492	医療法人小宮山会 貢川整形外科病院 くがわ(貢川整形外科病院併設)	新田町10-26	○						○					○	
493	デイサービスセンターレモンハート リハビリテーションジャスミン	千塚3-9-13	○												
494	株式会社日医調剤 デイサービスけやきの郷	上町1866番地3	○	○	○			○							
495	つばみ茶屋	上今井町1498-3	○		○			○							
496	笑流	宝2-14-11	○	○											
497	はるか里吉 1	里吉1-6-1	○	○	○			○							
498	はるか千塚公園	千塚3-7-45	○												
499	あやめはうす甲府	国母7-3-1							○						
500	障害福祉サービス事業所 風の音	向町279					○	○							
501	ロサ・プリムラ	中小河原町566-3	○												
502	グループホームCOCOKARA	国母1-12-15	○						○					○	
503	発達支援教室ライフサニー	国玉町147-7			○	○	○								
504	山梨YMCAきらきらプラス	下石田2-15-23	○						○					○	
505	きらねこ	宝1-23-18	○	○											
506	きずなっずクラスおおさと	古上条町126-4	○						○						
507	放課後等デイサービス ハッピーハグ シャイン	高畑2-17-17	○						○					○	
508	甲府西幼稚園つくしぐみ	下飯田2-12-15	○												
509	中町保育園	中町404-1	○		○			○							
510	すまいる保育園	丸の内3-21-2	○	○											
511	小瀬の憩	小瀬町777-1	○					○							
512	小瀬の憩 別館	小瀬町772-2	○					○							
513	コスモ太田町保育園	太田町29-1	○	○											
514	多機能型重症児デイサービスばるばるか	飯田4-2-31光進ビル102	○	○											
515	グループホームLIFE	下飯田2-5-17	○						○						

## 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

(令和5年6月末現在)

番号	施設名	住所	土砂災害警戒区域の種別			
			土石流		急傾斜地	
1	宮本診療所	御岳町2359			1011004-7	御岳の2-7
2	千代田荘	下帯那町3215-1	1011022-2	帯那川-2		
3	くぬぎの森	下帯那町2980	1011022-1	帯那川-1		
			1011022-2	帯那川-2		
4	ヴィラ武田の杜	羽黒町1455	1011029	湯川西沢		
5	グループホーム笑がお	羽黒町1461-1	1011029	湯川西沢		
6	奥湯村園	羽黒町1654-5			1011014	羽黒の2
7	シルバーカレッジ奥湯村	羽黒町1657-2			1011014	羽黒の2
8	あずま太陽の家	羽黒町1272-1	1011031	下湯川		
9	甲府相川ケアセンター	塚原町359	1011036	西川		
10	麦の家	心経寺町490-1	3261033	不動河原川		
11	山梨県立甲陽学園	中畑町1284	3261005	中畑西川		
12	上九一色診療所	古関町1174			4081005-1	上平-1
13	HANAZONO ホスピタル	和田町2968	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		
14	リヴィーズ	和田町2968	1011035	村の内沢		
15	わだふぁみりあ	和田町3003-111	1011034	西沢川		
			1011035	村の内沢		
16	ピアわだ	和田町2968-3	1011034	西沢川		
17	尚古園	和田町2948-6			1011019-1	和田町-1
18	宮前保育園	岩窪町379	1011048	まむし沢	1014001	岩窪2丁目
19	北部幼児教育センター	岩窪町261	1011048	まむし沢		
20	ハートピア横根	横根町1173	1011052	大山沢川		
21	羽黒小学校	羽黒町527	1011031	下湯川		
22	ワークアウト羽黒	羽黒町1466-2	1011029	湯川西沢		





(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、甲府市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。(平12条例2・全改、平17条例35・平25条例32・改)

(組織)

第2条 協議会は、会長1人及び委員20人以内で組織する。

2 会長は、市長とし、委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ又は委嘱する。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会議)

第5条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が命ずる。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第7条 削除

(昭44条例21)

(会長の定める事項)

第8条 この条例の定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年7月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則(昭和36年5月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日条例第8号)

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の各条例によって支給すべき旅費又は費用弁償若しくは実費弁償については、なお従前の例による。

附 則(昭和44年5月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則(平成12年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月12日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。